

Vol.
357

令和7年4月

み お つ く し
標 零

土地家屋 調査士 大阪



境界
紛争

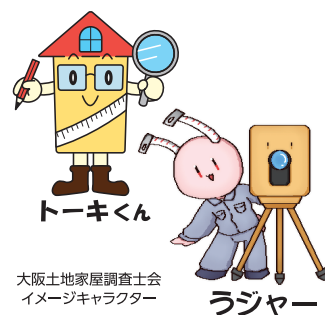
ゼロ
宣言

大阪土地家屋調査士会

〒540-0023 大阪市中央区北新町3番5号

TEL: 06-6942-3330 FAX: 06-6941-8070

e-mail otkc-3330@chosashi-osaka.jp



大阪土地家屋調査士会
イメージキャラクター

ラジャー



土地家屋調査士倫理綱領

(第43回・日調連総会制定)

1. 使 命

不動産に係る権利の明確化を期し、国民の信頼に応える。

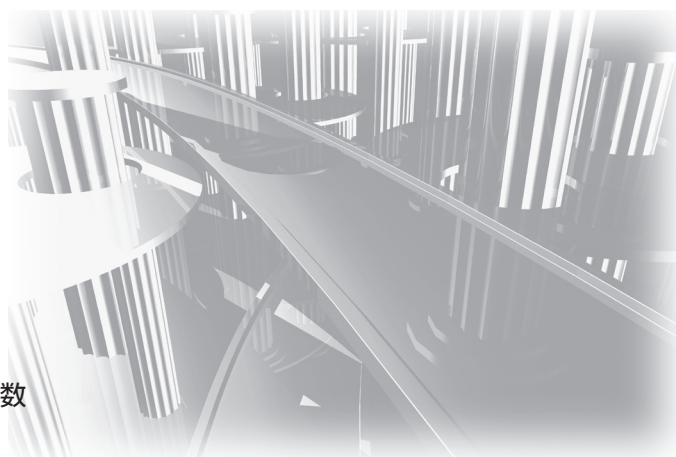
2. 公 正

品位を保持し、公正な立場で誠実に業務を行う。

3. 研 鑽

専門分野の知識と技術の向上を図る。

-
- 4 令和6年度 第3回会員研修会
- 6 令和6年度 新会員研修会 令和6年11月30日・12月1日
- 10 新会員研修会 ～受講者の感想文～
-
- 16 来るべき巨大地震に備える2024 大地震で土地を失わないために今できること
大阪市立住まい情報センターとのタイアップ事業
-
- 17 令和6年度 大阪工業大学寄附講座報告
- 18 令和6年度 第2回境界問題相談センターおおさか研修会
- 19 令和6年度 松原市空き家なんでも大相談会の報告
- 20 大阪法務局職員表示登記実務研修の報告
- 22 月刊誌『更生保護』に土地家屋調査士の記事が掲載されました
- 24 静岡県土地家屋調査士会西遠支部 Shizuoka Seien GNSS Seminar に参加して
- 25 人権擁護委員として活躍してみませんか 大阪法務局人権擁護部
-
- 27 会則の一部改正について
-
- 28 公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会だより
- 29 大阪土地家屋調査士協同組合だより
- 30 大阪土地家屋調査士政治連盟だより
- 31 大阪青年土地家屋調査士会だより
-
- 32 会員異動
- 34 常任理事会
- 36 業務日誌
- 39 公嘱協会の動き
- 40 行事予定
- 40 編集後記
- 40 第87回定時総会のお知らせ
- 41 訃報／おくやみ／訃報の対応／支部別会員数
-



令和6年度 第3回会員研修会

講演
テーマ

- ①公共嘱託登記業務の適正な履行の確保と地籍調査の加速に向けた取組について
- ②筆界認定に関する表示登記の運用見直しと現場での運用

日 時：2025年2月19日（水）午後1時30分～午後5時

開催場所：エル・おおさか(大阪府立労働センター)2階エルシアター 大阪市中央区北浜東3-14

講 師：①国土交通省 近畿地方整備局 用地部長 中見大志様

②大阪法務局 民事行政部 不動産登記部門 首席登記官 田中博幸様

大阪市中央区の「エル・おおさか」で、令和6年度の第3回会員研修会が開催されました。

当日は非常に寒い日でしたが、普段より多くの会員の出席があったように思います。新会員証への交換作業があったとはいえ、今回の研修会への関心が高かったように感じました。和田清人業務研修部副部長の司会のもと、河崎尊業務研修部長からの開会の辞、研修趣旨説明で始まり、中林邦友会長からの挨拶をいただき、研修に入りました。

最初の研修として、国土交通省近畿地方整備局用地部長の中見大志様から「公共嘱託登記業務の適正な履行の確保と地籍調査の加速に向けた取組について」と題して講演をしていただきました。公共嘱託登記業務における低価格での入札の問題をはじめとして、業務の適正な履行に関する現状の説明をいただき、問題に対する近畿地方整備局の対応として、入札公示、入札説明書、共通仕様書および特記仕様書を改定して講じた措置について、詳細をお話

いただきました。また、地籍調査事業の現状報告と今後の事業加速に向けた取り組みについて説明していただきました。

続きまして、大阪法務局首席登記官の田中博幸様から「筆界認定に関する表示登記の運用見直しと現場での運用」と題して講演をしていただきました。令和4年10月から取り扱いが開始された表示に関する登記における筆界確認情報の取り扱いに関する指針を基に筆界認定に関する表示登記の運用見直しと現場での運用についてお話いただきました。隣地所有者が不明の場合など、筆界確認情報を得ることが困難で円滑に進まなかった等の事案についても、円滑な登記手続が可能となる効果があるなど、具体的な事例を交えて非常に分かりやすく説明していただきました。また、最後に熱く語っていただいた土地家屋調査士へのメッセージがありました。

- ・筆界を明らかにする業務の専門家であることを常に意識する
- ・隣地所有者が、不明、立会拒否、押印拒否のときに諦めない
- ・必要な調査を尽くす
- ・イレギュラーな案件は申請前に登記官に相談する
- ・依頼人が何をしたいかをよく理解し、登記官に伝えられるように準備しておく
- ・不正をしない
(書類の偽造、虚偽の測量、関係者への虚偽の説明)



中見用地部長

どちらの講演についても業務に直結する内容となっており、大変有意義な研修会であったと思います。最後に松島稔副会長から閉会の挨拶があり、研修会は終了しました。

(社会事業部副部長・奥田祐次)



田中首席登記官



測量機械・ノンプリズムトータルステーション
測量 CAD システム・レーザー機器・複合機・土木試験機
セオドライト・レベル・光波距離計レンタル

各種機械販売及び修理

株式会社 大阪西部

代表取締役 落合 孝行

〒540-0004 大阪市中央区玉造1丁目14番13号

TEL 大阪06 (6768) 3191 (代表)

FAX 大阪06 (6762) 9761

E-mail : osakaseibu@ac.auone-net.jp

<https://r.goope.jp/osaka-seibu>



令和6年度 新会員研修会 令和6年11月30日・12月1日

令和6年11月30日（土）、12月1日（日）の2日間にわたり、大阪土地家屋調査士会館4階会議室で令和6年度新会員研修会が開催されました。

昨年と同じく1日目の司会を笹本信仁業務研修部理事が務められ、24名の新会員が受講されました。新型コロナウイルスが収まりつつある中、今年はインフルエンザが流行している中ではありますが、好天に恵まれ、2日間の集合研修は、皆さん、元気に受講されていました。

第1日目は、河崎尊業務研修部長が開会の辞、研修の趣旨を説明された後、中林邦友会長の講話がありました。中林会長からは2日間をおのおの有意義に過ごしてください、同期同士のコミュニケーションを取ってくださいというお言葉をいただきました。午前中は、藤野充業務研修部副部長と中山武彦同部理事が「土地家屋調査士の業務について ～大阪における調査・測量～」と題して講義をされました。今回の研修では5、6名の班分けを行い、班ごとに意見を発表するような講義形式を取り入れ、新会員同士のコミュニケーションも図れるように工夫されておりました。中山理事からは土地の境界確定測量の作業の流れについて実例を基に、見積・街区基準点選点・立会時の注意点等を班ごとに発表され、藤野副部長からは建物の業務について、特に建物を特定することの重要性を滅失登記の事例を交えてご講義いただきました。両理事とも、業務経験豊富で寄附講座の講師も務められているので、大変スムーズで新会員でも分かるように講義が編成されていました。

お昼休憩後は、和田清人業務研修部副部長が「不動産登記規則第93条調査報告書について」と題して講義されました。ご自身が作成された調査報告書をベースに各項を説明され、調査報告書は調査士の腕の見せどころである大変重要な書類であることも

お伝えされました。この調査報告書は平成18年度から入力システムの準備が始まり、平成19年4月1日に新たな様式として開始されましたので、補助者経験のある新会員は使い慣れている方もおられると思いますが、業務を行うに当たっては重要であるので、受講者も真剣に聴き入っていました。

休憩の後、上田大人業務研修部理事から「不動産表示登記事務取扱基準について」と題して講義がされました。これは実務に直接結び付く重要な内容であり、何度か改正があり、その都度会員研修会等でも研修が行われてきました。続いて、当職と長田育紀社会事業部理事が「資料調査・明示について」と題して土地台帳・旧公図など古い資料の収集について、明示については代表的な大阪市・大阪府の明示申請について注意点を踏まえて流れを講義し、広報、公共の各事業の紹介も行いました。講義に不慣れで、予定時間より早く終えてしまったので、田中秀典社会事業部長から大阪市における平成17年以前の明示を使用した地積測量図の取り扱いの注意についてお話しいただきました。

少しの休憩後、脇本佳昭専務理事から「土地家屋調査士と倫理について」を話されました。土地家屋調査士倫理綱領については社会事業部が年4回発行している会報誌にも載せており、①使命、②公正、③研鑽とあります。内容についてはこの号にも掲載しているのでご確認くださいと思います。

その後は休憩をはさみながら、公益社団法人大阪公嘱託登記土地家屋調査士協会（以下、「公嘱協会」という）の安倍徹夫総務部長、大阪土地家屋調査士政治連盟の向井彰一副会長、大阪青年土地家屋調査士会（以下、「青調会」という）の杉村光昭副会長と続けました。

安倍部長からは「公嘱協会について」と題し、公嘱協会とは官公署等から土地家屋調査士業務を受託できる団体であり、土地家屋調査士はこの協会の社員となって業務を受託することになりますと話されていました。

続いて、向井副会長は国会議員等に土地家屋調査士制度の重要性を働き掛けていることなどを説明されました。政治連盟は制度の維持を行う上で重要な組織であるにもかかわらず全会員が加入しているわけではないので、ぜひお一人でも多くの会員に加入していただきたいと思います。次に青調会の杉村副



会長は青調会の取り組みなどについて話されました。青調会は若い会員ばかりではないので、ぜひこちらにも加入をお願いしたいと思います。

第1日目の講義はこれで終わり、その後場所を近くにある「プリムローズ大阪」に移動して懇親会を行いました。講師たちも参加しての懇親会では、新会員が自己紹介や意気込み・抱負等を話された後、新会員同士で話しをしたり、講師への質問等を行ったり、終始和やかな雰囲気の中、懇親会は終了しました。毎年懇親会で新会員同士が仲良くなり、業務上でも助け合っているという話を聞くと、この懇親会は大変有意義なものであると実感しております。

2日目は、昨日の懇親会の成果もあってか、皆さんが打ち解けて和やかな中、河崎部長の司会で研修会は始まりしました。

本日最初の講義は、大阪法務局民事行政部不動産登記部門表示登記専門官の轟真治様から「筆界特定制度について（表示登記を含む）」と題して講義していただきました。筆界特定制度は、土地の筆界を巡るトラブルを解決する制度で平成18年にできました。以後大阪をはじめ全国で多数の筆界が特定されたと聞いております。



お昼休憩をはさんで、資料センター運営委員会の西村右文委員から「資料センターシステムについて」と題して講義をされました。このシステムには資料バックアップシステムと基準点管理システムの2

つがあります。資料バックアップシステムは、業務を行う上で必要な区画整理図面を従来は事務局にいられて資料地図の開示をされていましたが、それがネットからダウンロードできるようになっております（もちろん従来どおり事務局でも開示は行っております）。もう一つの基準点管理システムは、街区基準点を役所から借用いただき、このシステムへ委員の方が登録してくださいました。そのおかげで役所の窓口で申請しなくてもシステムから使用することができ、かなりの時間が短縮できるようになりました。

膨大な量の基準点を登録して下さった委員の皆さま、ありがとうございます。

続いて、休憩後に滞標ネット運営委員会とオンライン申請促進委員会の両委員長でもある正井利明講師がそれぞれについて説明していただきました。滞標ネットは大阪土地家屋調査士会の会員サイトで

す。日本土地家屋調査士会連合会からの連絡や各部・各委員会の連絡・報告等毎日たくさんの連絡・通知があります。業務を行う上での重要なことも書き込みされますので、新会員は毎日この滞標ネットを見るようにしてください。オンライン申請については、従来は紙申請であり、たくさんの資料をつけて申請されていたものが、オンラインでできるようになりました。できた当初は会員の皆さんもよく分からずに右往左往されていたことと思いますが、正井委員長が何度も研修をされて、質問等にもご対応いただき、情報をいち早く会員に伝えてくださったおかげでかなりの会員が助けられたことと思います。新会員でまだ慣れておられない方は今後も開催されるオンライン申請の研修会を積極的に受けていただきたいと思います。

休憩後は総務部の笠原伸司理事から「大阪土地家屋調査士会会則について」と題して講義をされました。会則は土地家屋調査士が守らなければならない規則です。会則違反になりますと懲戒処分の対象にもなりますので、必ず遵守いただくようお願いいたします。

休憩をはさみ、綱紀委員会の深井邦仁委員長から「綱紀事案とならないために」と題して話がありました。ネットが普及されるにつぎ、世の中に土地家屋調査士業務が知れ渡るとちょっとしたことでもめてしまって大きなことになり、綱紀事案となってしまうケースもあるかと思えます。深井委員長からの講義を十分に頭に入れて新会員の方は業務に励んでいただきたいと思います。

最後の休憩を入れて、財務部の森脇英明部長から「会費納入について」と題して講義されました。森脇部長は6カ月会費を滞納されますとみなし退会となって会を除籍されてしまう。皆さん、注意してくださいと話されました。2日目の最後は大阪土地家屋調査士協同組合の江川秀樹総務部長が「協同組合について」話しをされました。協同組合は組合員の福利厚生を図る目的で設立された中小企業等組合法に基づく組合です。平成8年に設立された組合は約8割の会員が加入されています。業務関連の物品や各種保険、毎年会員・組合員を対象にしたレクリエーションも開催されます（この号の大阪土地家屋調査士協同組合だよりをご覧ください）。

最後は、松島稔副会長が閉会の辞をされ、2日間の新会員研修会は終了しました。

研修会を受講された新会員の皆さん、講師を務めていただいた役員の方々、研修会を企画いただいた業務研修部の方々、お疲れさまでした。

（社会事業部理事・酒井健、社会事業部）



和田副部長



正井委員長



脇本専務



笠原理事



西村委員



深井委員長



令和6年度 大阪会新会員研修会受講者のみなさん

(敬称略)

登録番号	支部	会員氏名	登録番号	支部	会員氏名	登録番号	支部	会員氏名
3411	中央	湯谷 誠	3460	北河内	内山 茂樹	3469	北	山西 拓
3425	大阪城	山崎 滋	3461	堺	瀧藤 祐紀	3470	大阪城	藤田 由華
3451	北	黒岩 康信	3462	中河内	秋山 昌道	3471	堺	河上 聖雄
3455	泉州	杉原 聡	3463	中央	高木 里佳	3472	大阪城	高井 優一
3456	大阪城	井上雄一郎	3465	北 摂	田中 聡美	3473	北	藪 達哉
3457	北 摂	竹内 健一	3466	中河内	越村 直人	3474	堺	大城 安弘
3458	北 摂	山田 尚明	3467	北河内	荻野 亮太	3475	大阪城	平戸 勇一
3459	北 摂	堀川 貴史	3468	北	寺岡 実紀	3476	北	金子 正俊

大阪土地家屋調査士会 令和6年度 新会員研修会 日程表

第1日目

令和6年11月30日（土）

司会：業務研修部理事
笹部 信仁

- 10:00～10:05 ■開会の辞・研修の趣旨
業務研修部長 河崎 尊
- 10:05～10:15 ■講話
会長 中林邦友
- 10:15～12:00 ■土地家屋調査士の業務について
～大阪における調査・測量～
業務研修部副部長 藤野 充
同理事 中山武彦
- 12:00～12:50 昼食
- 12:50～13:40 ■不動産登記規則第93条調査報告書について
業務研修部副部長 和田清人
- 13:40～13:45 休憩
- 13:45～14:35 ■不動産表示登記事務取扱基準について
業務研修部理事 上田大人
- 14:35～14:45 休憩
- 14:45～15:35 ■資料調査、明示について
社会事業部理事 長田育紀
同理事 酒井 健
- 15:35～15:40 休憩
- 15:40～16:30 ■土地家屋調査士と倫理について
専務理事 脇本佳昭
- 16:30～16:35 休憩
- 16:35～16:55 ■公嘱協会について
公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会
総務部長 安倍徹夫様
- 16:55～17:15 ■政治連盟について
大阪土地家屋調査士政治連盟
副会長 向井彰一様
- 17:15～17:35 ■大阪青年土地家屋調査士会について
大阪青年土地家屋調査士会
副会長 杉村光昭様

第2日目

令和6年12月1日（日）

司会：業務研修部長
河崎 尊

- 10:00～11:45 ■筆界特定制度について
(表示登記を含む)
大阪法務局民事行政部不動産登記部門
表示登記専門官 轟 真治様
- 11:45～12:35 昼食
- 12:35～13:25 ■資料センターシステムについて
資料センター運営委員会
委員 西村右文
- 13:25～13:30 休憩
- 13:30～14:20 ■滞標ネットとオンライン申請について
滞標ネット運営委員会
オンライン申請促進委員会
委員長 正井利明
- 14:20～14:25 休憩
- 14:25～15:10 ■大阪土地家屋調査士会会則について
総務部理事 笠原伸司
- 15:10～15:15 休憩
- 15:15～16:00 ■綱紀事案とならないために
綱紀委員会委員長 深井邦仁
- 16:00～16:05 休憩
- 16:05～16:25 ■会費納入等について
財務部長 森脇英明
- 16:25～16:35 ■協同組合について
大阪土地家屋調査士協同組合
総務部長 江川秀樹様
- 16:35～16:40 ■閉会の辞
副会長 松島 稔

新会員研修会 ～受講者の感想文～



中央支部 ————— 湯谷 誠

新会員研修会は一昨年、昨年とやむを得ない事情により受講することができず本年初参加となりましたが、土地家屋調査士として業務を遂行するに当たっての必要な知識、また、職責や倫理等で、不知であったことや認識が不十分であったことが整理され、大変有意義な研修であったと感謝しております。

個人的に特に印象に残ったのは、初日午前中の講義で土地確定測量の問題点について、具体例を挙げていただきグループ討議を行ったことで、同グループや他グループの先生方の考え方や対応について非常に勉強になりました。また、各講師の方や懇親会に出られていた役員の先生方がおっしゃっていた、土地家屋調査士の仲間を大事にし、相談し合える仲間を作ってくださいという言葉が心に残っています。研修で出会った皆さんは年齢もこれまでの経歴も千差万別でお話しているだけで大変勉強になりました。この経験を生かし、今後の業務遂行の糧とし土地家屋調査士の発展に尽くしたいと思います。

研修をご担当された講師、役員、幹事の皆さま、このたびは本当にありがとうございました。

泉州支部 ————— 杉原 聡

2日間にわたり新会員研修会という貴重な機会を設けていただき、講師の方々をはじめ関係者の皆さまに厚くお礼申し上げます。

今回の新会員研修会では各講義とも懇切丁寧に講師の方々を経験を交えたお話しなど興味深く大変参考になったことや「土地家屋調査士の業務について」の講義で、他の方々の意見や考え方に触れることができたことなど、とても有意義な研修会であったと思います。また、講義だけでなく、大阪土地家屋調査士会の役員の方々、講義を担当していただいた講師の方々、本研修会を受講した同期会員の方々と交流できたことは、私にとって貴重な機会となりました。

今後、土地家屋調査士として業務に携わっていく上で、法令や測量技術などの実務を取り巻く環境の変化に対応していくためにも研修会などの機会を活用し、知見を深めることにより、業務に取り組んでまいりたいと思います。

大阪城支部 ————— 井上雄一郎

私は今年の大阪会の新会員研修会に最年少で参加しました。自分よりも二回りも三回りも年上の方もいらっしまったので最初は緊張しましたが、皆さんとても気さくで話しやすかったので、場になじめるようになり安心しました。研修の序盤にグループワークがありましたが、学生という立場もあり、実務経験が全くなく、全然付いて行けませんでした。とはいえ、グループのメンバーや業務研修部の先輩の先生が丁寧に教えてくださったおかげで実務の触りを知ることができ、有意義な時間を過ごすことができました。

懇親会も業務研修部の先生方が盛り上げてくださってすごく楽しい時間を過ごすことができました。また、懇親会の場で同期の先生方と名刺を交換してお話をする中で、知り合えることができました。研修の中で困ったときにすぐに相談できる仲間を持つことは大切であるとおっしゃっていたので、これからも支部などで開催される懇親会や飲み場の場には積極的に参加して、情報交換を行ったり、交友を深めていきたいなと思います。

今研修を通して初めて知ったことがたくさんありました。特に脳裏に残っているのは職務上請求用紙の取り扱いについてです。管理に気を付けようと思いました。大阪会では定期的にさまざまなテーマで研修が開催されているとのことなので、積極的に参加して業務に関する知識を学びたいです。境界の専門家として一人前になれるように頑張ります！

北摂支部 ————— 竹内 健一

私は補助者経験が長く、正直あまり得るものはないだろうと簡単に考えていましたが、グループワークでの実際の実務を利用した講義では、見積りの考え方、隣地所有者への対応方法等、他の先生方の考え方や業務に対する真摯な姿勢を感じて大変勉強になりました。また、土地家屋調査士法、筆界特定制度等の法律条文についても実務や試験勉強を通して十分理解したつもりでしたが、まだ理解が浅い箇所が多々あることが確認できました。

懇親会では先輩の先生方や同期入会の先生方と面識ができて非常に有意義な時間を過ごせました。

講師の先生方、関係職員の皆さま、ご多忙の中懇切丁寧な講義、おいしいお弁当、楽しい懇親会等本当にありがとうございました。

北摂支部 ————— 山田 尚明

このたびは、新会員研修会を開催していただき、ありがとうございました。

私は長年補助者として土地家屋調査士業務を経験してまいりましたが、本研修を受講させていただき、改めて土地家屋調査士の職責の重さを痛感いたしました。グループディスカッションでは、おのの考え方を聞くことができ、普段は他の事務所の方々と接する機会が少ないため大変貴重な場となったとともに、今後業務をする上で、とても参考になりました。また、相談できる調査士仲間を増やしていけたらと思いました。筆界特定制度については、経験がなかったため、表示登記専門官である轟様のお話を聞くことができ、この制度を使用するときの参考になりました。普段何気なく使用していた93条調査報告書、資料センターおおさか、漂標ネットについても詳しく学ぶことができ、大変参考になりました。この研修会を機に、規則、会則等をもう一度確認し、本研修により学んだことを業務に生かすとともに、研修会等へ積極的に参加し、常に土地家屋調査士としての知識を習得し、本職として成長していきたいと思います。

最後に、登壇された役員、講師の方々、同期登録の皆さま、本当にありがとうございました。今後ともご指導ご鞭撻のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

北摂支部 ————— 堀川 貴史

2日間の新会員研修会でまず、第一の感想は資格者として業務を行う上で備えておくべき基本的知識の多さと、常に心得ておく資質の深さでした。

私は長く調査士事務所の補助者として勤務しておりましたので、実務全般に不安はなく、申請手続業務、現地測量業務等、本職の指示についてもいわゆる、あうんの呼吸といえる仕事の流れをこなしておりました。書類作成の方法や記載事項の文案についての注意点等常に依頼内容に即した文案を練り、登記事務取扱等の連絡事項も届くたびに追加事項や変更事項について討論し、理解できるところまで話し合っていました。しかし、業務を進める上で本職と意見を違える場面がありました。私としては業務の簡便化、依頼人の負担軽減、事務所の利益拡大等を

考えてある程度の妥協を考えたものでしたが、本職は本来なすべき業務を省略したり、簡略化したりすることに絶対に賛成していただけませんでした。今思えば本職と倫理規程や懲戒規程について深く話し合ったことはなかったように思います。私が資格者となった今、自分があこのころの本職との向き合いを自分自身としなければならなくなったことに大きな不安を覚えるとともに責任を負うことに対する覚悟を持つことの大きさを感じ、さらなる自身の成長の必要を痛感しました。

今回の研修を終え、「自身の研さんに頂点はない」と心に刻み、さらに研修会に参加し、自身の知識や技術の向上を心掛け、また、本会の方々や支部の方々とも交流させていただきながら真に依頼人に安心を届けられる調査士を目指したいと思います。

北河内支部 ————— 内山 茂樹

土地家屋調査士としての新会員研修会を振り返ると、まず最初に思い出されるのは、同期の仲間たちとの出会いです。多くの方々を知り合い、同じ目標に向かって進む仲間がいることの心強さを改めて感じました。研修の内容も専門的で大切なものでしたが、正直なところ、具体的な内容よりも同期との交流が一番心に残っています。

研修を通じて、自分と同じような悩みや不安を抱えながらも、それぞれの地域や状況で頑張る仲間たちの存在に触れ、非常に刺激を受けました。一人では得られない視点や意見を共有できる場があり、それが私にとって大きな財産となりました。

これから土地家屋調査士としての道を歩んでいく中で、この新会員研修会で出会った仲間たちとの絆を大切にし、お互いに励まし合いながら成長していきたいと思っています。そして、今回の研修で学んだことを少しずつ実務に生かしていくことで、自分自身も専門家としてさらなる高みを目指していきたいです。改めて、同期の仲間たちとの出会いに感謝しつつ、これからも精進してまいります。

堺支部 ————— 瀧藤 祐紀

私は補助者としての経験年数はありますが、講師の先生方の話を聞き、漂ネットの使い方、基準点管理システムなどソフト上の知らなかった部分が多くありました。実務的な内容も、なぜその作業が必要なのかなど、基本的な部分に対して学ぶことができ、理解が深まりました。

今回の研修で先輩先生方、同期の先生方と相談や

情報共有など行う中で、人とのつながりが重要であると改めて感じました。目先のことだけでなく、先のことや周りの方々のことも考えながら土地家屋調査士としての業務に励んでいきたいと思います。

このたびは、新会員研修会を運営いただきました方々、誠にありがとうございました。

中河内支部 ————— 秋山 昌道

このたび、大阪会の新会員研修会に参加させていただきました。わずか2日間という短期間ではありましたが、内容は非常に充実しており、多様なトピックが盛り込まれていました。一つ一つのパートがスムーズに進行し、そのテンポの良さから飽きることなく受講することができ、大変満足のいく研修でした。

まず、研修内容の多様さに感銘を受けました。業界の基礎知識から実務に役立つスキルに至るまで、幅広くカバーされており、参加者として非常に学びの多い時間を過ごすことができました。また、講師の皆さまの分かりやすい説明や、実際の業務に直結する具体的な事例を用いた解説により、理解が深まりました。しかしながら、強いて改善点を挙げるとすれば、公嘱協会、政治連盟、青調会の活動についての説明が、団体名やその存在意義に留まっていたため、もう一步踏み込んで、実際にどのような手続きで加入できるのか、具体的なプロセスを詳しく知りたかったと感じました。加入を考えている方にとって、具体的な方法論が提示されることで、さらなる関心を引き出すことができると思います。

また、参加者間の交流に関してです。講師の方々から「同期生」という言葉を何度も耳にしましたが、実際には他会からの転籍者や、法人内での登録の方、独立開業された方など、経歴や背景がさまざまな方々が参加されていました。研修中に簡単な自己紹介の時間を設けていただいたおかげで、ある程度は把握できましたが、全員の情報を網羅することは難しかったです。参加者の経歴や所属などが分かる簡単な名簿があれば、より充実した交流が図れたのではないかと思います。

全体を通して、とても有意義な時間を過ごさせていただきました。今回の研修で得た知識や経験を生かし、今後の業務により一層精進してまいりたいと思います。このような機会を提供してくださった大阪土地家屋調査士会の皆さまに心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

中央支部 ————— 高木 里佳

このたびは、新会員研修会に参加させていただきました。誠にありがとうございました。

研修会では、実務で必要とされる知識や技術について、一から丁寧に指導いただき、非常に有意義な時間を過ごすことができました。特に、研修内容の中で「業務における基本的な姿勢」や「常に新しい技術等にアンテナを張ることの大切さ」に関するお話が印象に残りました。これからの仕事で、土地家屋調査士としての自分の立場や役割をしっかりと理解し、常に謙虚な姿勢で取り組むことの重要性を再認識しました。また、研修を通じて、他の新会員の方々と意見を交換することができ、同じ志を持つ仲間がたくさんいることを実感しました。お互いに学び合い、支え合いながら成長していくことができる環境に感謝しています。今後も積極的にコミュニケーションを取り、共に成長できるよう努めたいと考えています。

さらに、講師の先生方からは、実務に役立つ具体的なアドバイスや、これからのキャリアに対する心構えについてもお話いただき、非常に参考になりました。お忙しい中、私たち新会員一人一人に対して真摯にご指導いただき、心から感謝しています。研修後もいただいたアドバイスを胸に、日々の業務に取り組んでいきたいと考えています。

最後に、これからの業務に向けて、自分自身を常に高め、成長を続けていけるよう努力してまいります。まだまだ未熟ではありますが、引き続きご指導とご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

中河内支部 ————— 越村 直人

本文に先立ちまして、私ども新会員のためにご多忙の中、研修会を開催いただいた関係者の皆さまにこの場をお借りしてお礼申し上げます。また、ご講義いただきました先生方にも重ねてお礼申し上げます。

私は補助者として約6年調査士業務に携わっておりますが、それ以前は全く畑違いの仕事をしておりました。そんな私にとって、本研修での具体的な事例・体験を交えた先生方のご講義は大変貴重な経験となりました。印象的だったのは、和田先生は未経験からの入会で新会員研修会を2回受講したと聞いたことです。資格合格はゴールではなく、スタートであり、日常的に自己研さんを続ける必要性を再認識しました。また、社会事業部の先生方のご講義で、急遽補足としてお話しいただきました田中先生の淀

みの一切ない流ちょうな語り口に、コミュニケーション力は調査士にとって必要かつ大事なスキルであることを学ばせていただきました。

グループディスカッションでは、いろいろな先生方の意見を聞くことで、自分がやってきたことが間違っていないと自信を持つことができ、さらにこういう考え方もあると視野を広げることもできました。現役の登記官である轟様には直接ご質問をさせていただける時間もあり、とても勉強になりました。

最後になりましたが、今回つながりを持つことができた同期の先生方、ありがとうございました。このつながりは今後私が調査士業務を行っていく上での財産です。これからも刺激を与え合い、共に成長していけるよう私も努力し続けますので、今後ともよろしくお願いいたします。

北河内支部 ————— 荻野 亮太

新会員研修会にお時間とお手間を割いていただき、ありがとうございました。新会員研修会に参加し、多くの学びと貴重な出会いを得ることができました。

今回の研修では、専門知識や実務について多角的に学ぶ機会をいただいたことで、土地家屋調査士としての基盤を築く第一歩となりました。研修を経て同期の仲間たちと出会えたのは、一生の財産になることだと思います。異なる背景や経験を持つ方々と交流し、今まで考えたこともない手法などを共有し、大きな刺激となりました。同じ目標に向かう仲間の存在が、これからの励みとなると確信しています。

また、講師の方々から実務に直結するアドバイスをいただけたことも、大変貴重でした。現場で必要とされるスキルや姿勢について具体的に学ぶことで、自分の課題を明確にし、これからの目標をより具体的に描くことができました。これからは、今回得た知識を土台にさらに研さんを重ね、一人前の土地家屋調査士となるよう努力を続けていきたいと思っています。日々の学びを大切にし、専門家として成長していくことで、社会に貢献できる存在を目指していきます。

最後に、重ね重ねになりますが、このような素晴らしい研修の機会を提供してくださった関係者の皆さまに心より感謝申し上げます。そして、共に学んだ同期の仲間たちにも感謝し、これからも互いに切磋琢磨しながら成長していければと思います。

北支部 ————— 寺岡 実紀

このたびはお忙しい中、新会員研修会を実施いただき、ありがとうございます。

補助者として2年間の実務経験がありましたが、今回の新会員研修会では基礎から学び直すことができ、有意義な時間となりました。自分自身の業務のやり方なども振り返る機会となり、改めて専門家として業務に取り組んでいきたいと感じた次第です。

また、研修を通じて講師の先生方や同時期に登録した先生方と交流を持つことができたのは非常にありがたいことだと感じます。今後も他の先生方との交流を大切にしていきたいと思います。

今回の研修で学んだことを踏まえ、日々研さんを積んでいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

北支部 ————— 山西 拓

このたび、新会員研修会に参加させていただき、土地家屋調査士としての第一歩を踏み出すことができました。2日間の研修を通して、多くのことを学び、今後の業務に生かしていきたいと考えています。

まず、漂標ネット、筆界特定制度およびオンライン申請など、最新の制度についても詳しく学ぶことができ、時代の変化に対応していくことの重要性を強く感じました。

次に、先輩調査士の方々から直接お話しをお伺いできたことが、非常に貴重な経験となりました。実際の業務で直面する問題や、その解決策など、試験では学ぶことのできない生の声を聞くことができ、今後の業務に生かしていきたいと考えています。また、先輩方との交流を通じて、土地家屋調査士としてのやりがいを感じることができ、この仕事を選んで良かったと心から思いました。グループワークでは、他の新会員の方々意見交換をすることができ、刺激を受けました。それぞれの視点から意見が飛び交い、活発な議論が展開されました。この経験を通して、コミュニケーション能力の重要性を改めて認識し、今後の業務で、お客さまや関係各所との連携を密に行っていくことの大切さを学びました。

今回の研修で学んだことを生かし、周囲の方々に信頼される調査士になれるよう、日々精進してまいります。未熟な点多々ございますが、先輩方や同期の仲間と共に、土地家屋調査士としての道を歩んでいきたいと考えています。

堺支部 ————— 河上 聖雄

2日間にわたる新会員研修会を受講しまして、まず講師、役員の先生方、お忙しい中、研修会を開催していただき、ありがとうございます。

私は長年補助者として土地家屋調査士業務をしてきましたが、今回、新会員研修会を受講して改めて土地家屋調査士の職責の重さに気づき、身の引き締まる思いをしました。講義全体として、新たに勉強になったこと、これまでの経験上、理解していたことが明確にできたことが大変有意義だったと思います。自分では理解しているつもりの業務でも、思い込みや、間違っていて理解していることがあると実感しました。調査士の仕事は、独りよがりになりがちだから、さまざまな講習会等に参加し、新しい知識、情報を常に取り入れていくことの大切さを痛感しました。

常に品位を保持し、業務に関する法令および実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。この言葉を常に胸に刻み頑張って精進しようと思います。

大阪城支部 ————— 高井 優一

このたびは、新会員研修会を開催していただき、誠にありがとうございました。

本研修は私にとって、調査士としての基本を再確認し、業務の奥深さに触れる貴重な機会となりました。特に筆界特定制度に関する講義では、調査士としての実務的な判断基準や具体的な事例が紹介され、大変参考になりました。また、調査報告書についての講義では、調査素図の作成に関する具体的な表記例を学ぶ中で、今後の実務での課題や改善点を明確にできました。

懇親会では諸先輩方や同世代の会員との交流を通じて、業務への責任感や調査士として社会に貢献する意義を改めて実感しました。今後は、研修で得た知識や考え方を日々の業務に生かし、自己研さんを怠らず、業界の発展に微力ながら貢献してまいりたいと思います。

最後になりますが、講師を務めていただいた先生方、運営にご尽力いただいた皆さま、そして共に研修を受けた新会員の皆さまに心より感謝申し上げます。今回の学びを糧に、一人前の土地家屋調査士を目指してまい進してまいります。

北支部 ————— 藪 達哉

このたびは、新会員研修会を開催いただき、ありがとうございました。

新会員同士であったり、土地家屋調査士同士のつながりが大事だと皆さんが言っておられました。多彩な研修会、委員会、滞標ネットなど、これまでつながりを強くする環境を充実してこられたことを実感いたしました。土地家屋調査士業の継続および発展のために、諸先輩方がさまざまな活動を行ってこられ、今日私が土地家屋調査士として業務を行えるのだということを実感いたしました。これらのことは今後私が土地家屋調査士として活動していく上で大きな支えとなってくれると感じます。

通常業務の立会時には、初めて立会に参加する方、筆界についての知識をお持ちでない方も多く、そのような方々に向けて極力分かりやすく丁寧にお話するように心掛けております。しかしながら今回立会についての注意点をグループで協議し発表する際に、グループの皆さん、会場の皆さんが専門家であり、知識をお持ちの方ですので、そういった方々に説明する適切な言葉がすぐに思い浮かばず、自分自身では理解しているつもりであっても言語化する力が不足していると痛感しました。

研修会、懇親会と、このような場がなければお話しする機会がないかもしれない幅広い年代の方とご一緒させていただき、良い経験となりました。まだまだ未熟ではありますが、土地家屋調査士として自己研さんを積み頑張りたいと思いますので、皆さまのご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

堺支部 ————— 大城 安弘

新会員研修会では、新たに会員となった私たちに調査士の業務や法律・制度など知っておかなければならないことについて、実務内容を交えて分かりやすく講義を行っていただき、ありがとうございました。

1日目では、5、6人が1テーブルとなり、他の新会員の方とディスカッションしつつ講義を受けられたことにより、他の一人一人の考えを聞きながら進められ、いろいろと参考になり、いい交流となりました。業務についての講義では、大阪における調査・測量について調査資料より見積額を同じテーブルの新会員で予想し、講義いただいた先生の見積額との差を知ることができ、勉強になりました。見積もりはあまりすることがないため、他の方の意見を

聞けたことは参考になりました。93条調査報告書についてでは、土地家屋調査士が作成したものの内容についての重要性を知ることができ、勉強になりました。資料調査、明示では、基準点を使用した際は使用報告書を忘れずに行うこと、土地区画整理地の確定図や換地図の確認、土地台帳、分筆申告図、公図、マイラー公図、和紙公図の調査確認は、気を付けて行わなければならないと実感しました。土地家屋調査士と倫理では、綱紀事案とならないように普段からの行いに気を付けなければならないと感じました。

2日目では、大阪法務局の表示登記専門官の方より筆界特定制度について講義をしていただき、制度についての変遷、創設の経緯をお聞きできたことで、この制度について以前より理解を深められました。

濡標ネットとオンライン申請についての講義では、濡標ネットの便利機能やオンライン申請の便利さについて勉強になりました。

土地家屋調査士試験に合格して8年が経ってからの登録、新会員となり、そのときから変わっていることがいろいろあり、これから日々勉強し土地家屋調査士として恥ずかしくないよう努力したいと思います。

大阪城支部 ————— 平戸 勇一

このたび、神奈川会から会変更により大阪会に入会いたしました大阪城支部の平戸勇一と申します。

今回の新会員研修会を受け、土地家屋調査士の登録をした際に受けた神奈川会での新会員研修で補助者としての実務経験は長かったのですが、今度は自分が土地家屋調査士として業務を行うことに対する責任を重く自覚したことを思い出しました。

新たに大阪で土地家屋調査士業務を始めるに当たり、不安を持っておりましたが、この研修を受講し、土地家屋調査士の業務をすることには変わりはないと思うことができましたのもこの研修に関わっていただいた方々の丁寧なご説明、親切なご対応によるものと考えます。

時代の流れが早く、周りの環境も目まぐるしく変化していく昨今、実務に追われて慌ただしく過ごす中、この研修で国家資格である土地家屋調査士にも依頼者、関係者の意思確認、本人確認などの確認行為が大変重要であることを再認識いたしました。

また、土地家屋調査士業務は、地域に密着した仕事だと思います。土地柄、慣習慣例、関係官庁の指導などを把握することにより業務を円滑に進めることができます。皆さま方にご教授をいただきながら私自身も経験を積み重ね、スキルアップを目指し、濡標ネット、資料センターシステム、協同組合を活用させていただき、「法令を遵守し、実務に精通するとともに、自ら研さんし資質の向上を図るように努める」を忘れず、よりいい仕事を目指す所存です。2日間の機会を与えていただきましてありがとうございました。

北支部 ————— 金子 正俊

年齢、前職などそれぞれ違った新会員が集合しての2日間にわたる本研修会は、私にとって初心を思い起こすために大変有意義なものとなりました。

本研修会では、新会員同士が早く打ち解けられるようにグループディスカッションの時間を取るなどの配慮もされていて、大変良かったと思います。新会員の皆さん方が今後の業務で何か困ったことがあっても、気軽に相談できる仲間をつくる機会になったのではないのでしょうか。

さて、今回受講して改めて感じたことは、私たち土地家屋調査士は、土地家屋調査士法をはじめとして執務規程、調査・測量実施要領等にのっとり業務を励行する必要があるということです。

今後、資格者に対する社会の目はさらに厳しくなっていくと思います。法第一条が使命規定になった意味をいま一度考えてみる必要があるのではないのでしょうか。土地家屋調査士が過去の「資格」にならないように、これからも研修会等には積極的に参加し、日々の研さんに務め、依頼者から信頼される資格者にならなければいけないことを肝に銘じました。

最後に、本研修会を企画いただきました本会および講師陣に感謝申し上げます。

大地震で土地を失わないために今できること

大阪市立住まい情報センターとのタイアップ事業

令和6年12月7日（土）午後1時から大阪市北区の「大阪市立住まい情報センター」で令和6年度タイアップ+plus事業として大阪土地家屋調査士会災害・空家等対策委員会と大阪市立住まい情報センターがコラボして「来るべき巨大地震に備える2024～大地震で土地を失わないために今できること～」をテーマに正井利明委員長が市民に向けて講義を行いました。このテーマは前回に続けてのパート2になります。

松島稔副会長の挨拶の後、正井委員長の講義が始まり、ホールに約30名、オンラインでもたくさんの方が参加していました。



事前の告知は大阪市立住まい情報センターと当会のホームページや大阪市の広報誌また大阪市立住まい情報センターからのメール案内、地下鉄でのチラシ設置などで知った方が正

井委員長の言葉に真剣に耳を傾けていました。阪神・淡路大震災から約30年、これから起こるといわれる南海トラフ地震は科学的に予知ができないことからとにかく予防に徹することが大事で、地震で土地が大きく動いたときでも境界線について所有者は安心できるように準備しておくてはならないことをじっくり話されました。大震災の後、矢継ぎ早に法改正が進み相続登記の義務化や相続土地の国庫帰属制度、また、法務局が遺言書を預かったりと大震災後にインフラ整備がスムーズに進むために国も前向きです。たくさんの難しい言葉や内容でありましたが、それを理解しようとする皆さんの姿勢をみて専門家がその知識を伝える大切さを感じました。



講義が終わった後、質問コーナーが設けられており、事前に配布している質問票に内容を書いて提出してもらい、それに対して正井委員長は一つ一つ丁寧に答えしていました。

最後に事前申し込みのあった方に対して登記相談会が行われてセミナーが全て終了しました。

正井委員長の講義はお話しされる言葉がとても分かりやすく、それに加えて配布資料の内容がさらに分かりやすくまとめられていました。

参加者がその場で聞き漏らしたことや記憶が薄れていたとしても家に帰って配布資料に目を通すとそのときの記憶がパッとよみがえるように作られています。参加者も自分自身も有意義な時間でした。

正井委員長、ご準備等いただいた委員会の皆さん、ありがとうございました。

（社会事業部理事・長田育紀）



令和6年度 大阪工業大学寄附講座報告

産学交流学術研究委員会 委員 羽倉昌治

令和7年1月9日（木）午前9時30分、大阪工業大学工学部都市デザイン工学科で毎年、通常講義の1コマ内の90分間をお借りして土地家屋調査士業務などを講義しております。将来、受講生が数ある仕事を先を選択する中で土地家屋調査士という資格を考えていただければこんなにうれしいことはありません。

さて、講師は泉州支部の西村右文先生^{にしむらみぎふみ}にお引き受けいただきました。内容は「土地家屋調査士が行う先端技術を利用した三次元測量」ということで、まずは自己紹介され、土地家屋調査士の取得から現在までの経歴を話されました。その後、土地家屋調査士とはどのような資格であるか説明されていよいよ本題に入ります。

不動産の登記とは？ 民法第177条の对抗要件の説明から始まり登記簿（公の帳簿）の記載事項および公図、地積測量図の登記所への備付まで詳細に解説されました。続いて、土地家屋調査士になるには、毎年10月第3週の日曜日に実施される試験に合格する必要があること。受験会場は東京、大阪、名古屋、広島、福岡、那覇、仙台、札幌、高松の全国9会場のどこでも受験可能であること。また、一昔前までは各都道府県に1会場が設けられていて和歌山会場の場合クーラーが常備された会議室で、大学の教室のように椅子と机は固定されてなく、ゆったりとした会場だったことを話されました（実は私も和歌山会場で合格を勝ち取った一人です。そのときは、JR和歌山駅前のJAビルの会議室でした。すごく快適だったことを覚えております）。



そして、今回受講生に伝えたかったこと「情報」について、先ほどの和歌山会場を知っているか知らないかの例を挙げ、社会的、経済的な格差が生じやすく情弱ではいけないことを話されました。また、土地家屋調査士と情報（データ）ということで、オープンデータについて説明されました。（オープンデータとは定義：税金で生み出された「情報」は国民の資産であり、行政はその情報を預かっている管理人。原則として公開可能な「情報」は最初から全て公開し、常に利用可能な状態になっているべきという考え方。（東京都狛江市オープンデータ作成マニュアルより。））それから登記所備付地図データに関する情報および岸和田市の固定資産（土地）地番図の SHAPE データにも GIS ソフトを用いて説明されました。

続いて、国土交通省の PLATEAU（プラトー）の建物 3D モデルのオープンデータの説明をされました。3D 都市モデルに不動産 ID の付与、建築物モデルを通じて、さまざまな建物情報に不動産 ID がひも付けられ、その属性情報をワンクリックで確認できるプラットフォーム。

www.mlit.go.jp/plateau/

最後に、高度情報化社会の中で土地家屋調査士だけが旧来の 2D（単線の平面図）では世間に受け入れられないときが近い将来必ず訪れることを言及されました。

西村先生お疲れさまでした。そしてありがとうございました。来年もよろしくお願いいたします。

令和6年度 第2回境界問題相談センターおおさか研修会

境界問題相談センターおおさかの研修会が、令和6年11月9日（土）午前10時30分からZOOMウェビナーと大阪土地家屋調査士会館とのハイブリッド形式で行われました。受講者数は、ウェビナーが約90名、会場が約30名と、多くの方にご参加いただきました。「2021年の土地法制の改革と土地家屋調査士 一筆界と境界とのはざままで」と題し、早稲田大学法務研究科教授の山野目章夫先生がご講義くださいました。山野目先生は、長年にわたり大学で教壇に立ち、法律に関する書籍も多数執筆されています。さらには、国会法務委員会の参考人や、法務省



の司法試験考查委員、国土交通省の国土審議会土地政策分科会委員などを歴任され、まさに、法学研究の第一人者です。2021年の民法、不動産登記法の改正、また、相続土地国庫帰属制度の新設に当たり、まず、それまでの土地法制の流れから講義が始まりました。土地の所有者が不在や不明であることによるさまざまな問題や、日本の経済環境や少子高齢化などによる土地の在り方に対応することを目的としたものです。それぞれの法の成り立ちを、ポイントや背景も含めた解説は、山野目先生ならではの視点でした。

次に、土地基本法に沿って、土地の所有者、所有者等、国および地方公共団体のそれぞれの立場での土地への責務や責任のご説明があり、これらの概念はバラバラではなく一体であると示されました。また、令和6年能登半島地震から、所有者不明建物管理命令の解説があり、法改革は進んできているものの、今後、さらなる整備が必要であると示されました。能登半島地震では、政府の対応として、初めて解体工事前に滅失登記ができるようになり、勇断であったとの解説もありました。さらには、相続土地の問題についても、相続登記の義務化や相続土地国庫帰属制度についての解説がありました。相続土地国庫帰属制度は、2023年の4月から開始されていますが、申請された土地の全てが引き取られるのではないため、市民からは非難されることもしばしばあります。しかし、件数をみると実績は出ており、中には、

申請をきっかけに売却へ至った例も一定数あるようです。土地家屋調査士が、この制度に今後どのように関わるかを問題提起していただきました。また、国庫の負担は、税金の負担となって転化されることも理解する必要があるとも示されました。

ここまででは、土地家屋調査士として理解しておくべき内容についての講義でしたが、その中でも山野目先生は、土地家屋調査士の立場を十分にご理解くださり、実務にもつながる理解しやすい内容でした。

講義の締めくくりは、この大きな土地法制改革の時代に際して、改めて、土地家屋調査士は、どのように市民と向き合うのかという課題を示していただきました。講義のサブタイトルでもある、「筆界と境界とのはざままで」土地家屋調査士の正念場であると示されました。市民の感覚では、筆界と所有権の境界という二つの概念は異なるものではありません。にもかかわらず、土地家屋調査士が二つの概念は違うものだと言ったとして、果たして市民が土地家屋調査士と共に歩んでくれるのだろうかとの投げかけがありました。むしろ、土地家屋調査士こそが、この二つが異ならないように統合することができ、それが手腕ではないかと温かいエールを送っていただきました。もちろん、現況のみ、座標値のみに着目するというのではなく、土地家屋調査士が持つ、知識や経験、技術などを駆使することで、それが可能となるのではないかと、大きな学びとなりました。また、山野目先生から、境界問題相談センターおおさかへも、市民のモヤモヤを消す壮大な事業であるとのことのお言葉もありました。明日からの業務への知恵と励みをいただいた研修会でした。

（社会事業部長・田中秀典）



令和6年度 松原市空き家なんでも大相談会の報告

令和6年11月23日（土）、近鉄南大阪線「高見ノ里」駅から徒歩7分程度に位置する「まつばらテラス（輝）」3階ホールで、午後1時から5時にわたって開催された「令和6年度松原市空き家なんでも大相談会」に災害・空家等対策委員会の小林俊彦委員と一緒に相談員として参加してきましたので、簡単にご報告させていただきます。

会員の皆さまはご存じかと思いますが、当会は令和6年4月1日付で松原市とわが会を含めて8団体との間で「松原市空き家の流通促進に関する連携協定」を締結しております。今回の相談会はその協定の第3条にある相談に関する規定に基づく松原市からの要請に対して当会が協力をしたものです。松原市としては初の大型空き家対策イベントということでもかなり気合いが入っていたように感じました。

当日は協定に参加している8団体それぞれに結構広いブースが設けられ、パンフレットやノベルティグッズの配布が行われるとともに、相談開始前には司法書士による半時間程度の相続対策セミナー、そして中休みには全日本不動産協会の構成員で組織された生演奏によるミニコンサートが行われるなど、相談会以外でも大いに盛り上がりました。私もこれまでさまざまな場所での相談会に参加させていただきましたが、生演奏のミニコンサートがある相談会はこれまで一度も経験がありませんでしたので、非常に新鮮に思いました。



今回の相談会で当会からはノベルティグッズとして「アニメジャー」を配布し、会場に訪れた人ほぼ全員にお配りしました。手に取っていただいて「かわいい!」「こんなの欲しかった!」といううれしい感想も多くいただき、手渡す際には「土地境界のことでお困りごとがあればぜひお近くの土地家屋調査士にご連絡ください!」という広報アピールもきちんとさせていただきました。結果的に相談案件のうち、土地家屋調査士に対する相談は1件しかありませんでした。相談者は小さなお子さま連れの女性とその母親であると思われる方たちでした。現在所有している土地を相続するに際してどのように土地を分ければ公平な相続ができるのかということに悩んでおられたようですが、小林委員に時間いっぱい丁寧に対応していただいた結果、大いに不安が解消されたのか最後には笑顔で帰られました。

相談会の終わりの挨拶では、松原市の職員から「最終的には50名以上の来場者があり、事前申し込み、当日申し込みを含めて全体で31件の相談に対応することができた」との報告がありました。団体別には宅建業協会、司法書士会への相談案件が非常に多かったそうです。土地家屋調査士の業務や専門分野を考えると、空き家の流通促進に対する直接的な役割を果たすという場面はあまりないような気がしています。しかし、空き家の先には建物滅失であったり、処分前の敷地の境界確定があったりすることもまた事実。トータルで考えるとわれわれの関与することも少なくありません。

松原市としても今回の相談会の成功を踏まえて「今回の反省点等を踏まえて、ぜひ次年度も実施したい」という言葉がありましたので、次年度も同様の相談会が開催される可能性が高いと思います。広報活動および社会貢献活動の一環として次年度も継続して協力できればいいなと思いました。

（災害・空家等対策委員長・正井利明）

大阪法務局職員表示登記実務研修の報告

令和6年度大阪法務局職員表示登記実務研修が令和7年1月14日（火）、15日（水）、29日（水）に大阪法務局で行われ、外部講師として招聘された大阪土地家屋調査士会の会員が法務局職員に向けた研修を担当しました。

この研修は、多岐の部門にわたる大阪法務局で、職員が表示登記を知る機会となるもので、研修であると同時にキャリアプランニングの参考ともなります。年度を通じてシリーズとして実施され、その終盤にあたる「測量」についての研修に、大阪土地家屋調査士会は昨年度から講師派遣に協力しています。受講者は、主に若手職員となり、大阪法務局、支局・出張所から、不動産登記部門の表示業務を行っている職員のみならず、権利や、国籍、戸籍、供託の業務に就く職員、さらには、総務部や訟務部、人権擁護部からの参加もありました。

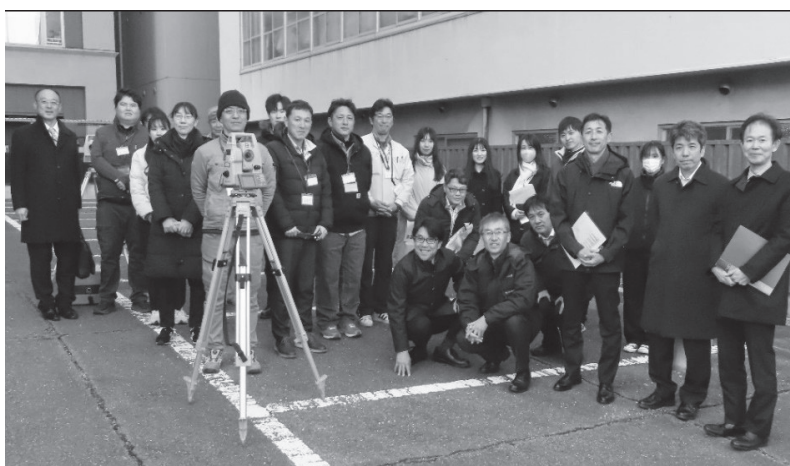
中には、現役の登記官や、表示業務の経験者もいました。今年度は、30数名の受講があり、3日間に分かれて、各10名ほどが参加しました。



研修は、3日間とも共通で、午前は、業務研修部の中山武彦業務研修部理事による、座学「測量の原理」からスタートします。測量とは、そもそもどのようなものであるか。また、その技術や知識を表示登記にどう生かすか。さらには、測量には避けて通ることのできない誤差のことなど、難しい内容を、理解しやすい説明とパワーポイント、また、アイスブレイクも交えて楽しい研修が展開されました。その後は、3つの班に分かれて、実技演習を行いました。法務局職員が講師を担当する、「筆界の調査、およびトータルステーションの据え付け」班と、「衛星測量（GNSS）」、そして、当会の会員が講師を担当する「光波測量（トータルステーション）」班に

分かれて、屋外に出て研修が行われました。途中、昼食時間もはさみながら、約70分を一コマとして、受講者は3つの班を順に回りました。

中日には、中川博文大阪法務局長、斉田秀治総務部長、沼田知之民事行政部長、田中博幸不動産登記部門首席登記官が実技演習を訪れ、激励と視察を行いました。本研修に対する大阪法務局の熱量が見て取れます。さらには、中川局長が自ら、トータルステーションの据え付けから観測





になったことと思います。一方、講師側もトータルステーションの操作方法を研修するなど、日々の業務では慣れない部分ではありますが、受講者の反応を見ながら、丁寧な対応で、楽しく研修を進めていました。受講者の中から、将来の表示登記担当者がたくさん輩出されることを期待します。

(社会事業部長・田中秀典)

講師担当者（敬称略）

業務研修部：河崎尊、和田清人、藤野充、上田大人
 笹部信仁、中山武彦

北 支 部：塚田徹

泉 州 支 部：黒田成宣、達光隆、渡口優

までをデモンストレーションするサプライズがありました。

研修の最後には、研修室に戻り、座談会が行われました。受講者は、普段の勤務地や業務内容はさまざまでありながら、研修が回数を重ねるたびに、交流する機会ともなり、新たな刺激を得ているようでした。そのような環境の中、表示登記の業務に興味や面白さを感じたという声も受講者から聞くことができました。また、講師の活躍もあり、土地家屋調査士が受講者にとって身近な存在



月刊誌『更生保護』に土地家屋調査士の記事が掲載されました

月刊誌『更生保護』は、日本更生保護協会が、全国の保護司をはじめとする更生保護関係者、関係機関、大学等に配布しており、昭和25年11月からの歴史を持ちます^{*1}。主要な配布先である全国の保護司は、令和6年1月1日時点で46,584人です^{*2}。

今回、大阪保護観察所から、大阪土地家屋調査士会に、保護司の安定的な確保に向けての協力依頼があり、保護司でもある当職が対応することになりました。掲載に当たっては、4ページ、3,000文字程度の枠をいただき、職業を持ちながら保護司活動を行うことや、土地家屋調査士の業務などについて記事としました。

更生保護とは、地域内で、罪を犯した人の立ち直りを支えることであり、保護司はその一役を担っています。地域内で支えるとは、一部の役割を持った者だけが関わるのではなく、広く地域住民の理解や協力を必要とし、また、それは結果として地域の安全性、防犯の向上につながります。



労働力不足や、社会的役割の増加によって、人々はますます忙しくなっているように思います。やるべきことで慌ただしく、流されるような毎日の中で、ふと足を止めて周りを見渡すことや、関りを持つ場を増やすということも時には必要ではないでしょうか。

特に、土地家屋調査士は、大きな組織に所属していることはまれで、自分の代わりはいないという責任の中、果たす役割は大きく、その一方で、われわれ、土地家屋調査士は、土地や地域と関わり、依頼者や隣接も含めた人と関わる業務を担うことから、人を知ること、人とつながることも、また必須ではないでしょうか。

当職が保護司となり、学んだことは多いです。「大変じゃない?」、「危険はないの?」などのご質問をいただくこともあります。保護司はどのようなことをしているのか、興味を持たれた方は、ぜひ、文末にご紹介します、大阪保護観察所をはじめとする各機関のホームページをのぞいてみてください。大阪府下では50以上の保護司会があり、身近な地域での人脈作りにとっても良いです。また、更生保護を応援する方法も、寄付や賛助会員をはじめとしてさまざまあります。近くの法務局などに出向かれた際に、「社会を明るくする運動」のポスターの前で足を止めていただくだけでも応援していただけるものと思います。草の根的な活動ではありますが、広がることを期待します。

(社会事業部長・田中秀典)

〈参考〉

大阪保護観察所：https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_k_osaka_osaka.html

日本更生保護協会：<https://www.kouseihogo-net.jp/hogokyokai/index.html>

全国保護司連盟：<https://www.kouseihogo-net.jp/hogo/hogoshi/index.html>

〈引用〉

*1 月刊誌『更生保護』（日本更生保護協会）

<https://www.kouseihogo-net.jp/hogokyokai/books.html>

*2 統計で見る保護司（全国保護司連盟）

<https://www.kouseihogo-net.jp/hogo/hogoshi/condition.html>



知る、知らせる、関わる、つながる

大阪土地家屋調査士会 常任理事・社会事業部長 保護司

田中 秀典

本稿寄稿のきっかけ

「第二次再犯防止推進計画」において更生保護に関する協力の推進に向けた民間団体との連携が図られ、持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会が回を重ねる中、大阪保護観察所から大阪土地家屋調査士会に協力依頼があり、何と偶然にも、担当窓口の部長は保護司でもある筆者であった。「これも何かの縁である。何かお役に立たねば」と、例によって、また、大きな役目を背負うことになった。

保護司になったきっかけ
我が息子が小学生だった頃、学校でPTAの役員を採っていた。当時、PTA会長と面識があった

こともあり、かつ、白宮業は白山業と思われていた（かどろか）は、定かでないが、次期PTA会長の就任を打診された。

自身の母校であり、かつて小生として通っていた当時、赴任された先生が巡り巡って校長となつて帰ってこれたこともあり、「これも何かの縁である。何かお役に立たねば」と、引き受けることになった。いざ引き受けてみると、思っていたより行事や会合も多かったが、その分、地域とのつながりも付けた。通算で4年間の任期が終わろうとする頃、地域の先輩から、「保護司を引き受けないか」と声が掛かった。PTA会長の役目も終わるし、何より地域や子どもたちとのつながりもできたし、

「これも何かの縁である。何かお役に立たねば」と引き受けることになった。

土地家屋調査士とは

ここで、筆者の職業、土地家屋調査士について少し説明したい。
法務省が監督官であるのは保護司と同じであり、国家資格を有し、不動産の「表示に関する登記」と呼ばれる物理的な状況について、必要な調査や測量を行っている。保護司には身近な保護観察所の近くにあることが多いであろう法務局に対して、依頼人の求めに応じて不動産の表示に関する登記の申請手続を代行する。例えば、建物を新築した場合における建物の表題登記や、土地の分筆登記等の申請手続である。

土地家屋調査士は、日本土地家屋調査士会連合会に登録することで業務を行うことができ、各都道府県に1つ（北海道のみ4つ）ある土地家屋調査士会に所属する。筆者は、脱サラして30代半ばで登録したが、気付けば、少しずつ委員や役員などを受ける

こととなった。その都度、これも何かの縁である」と、関わってきた。

民間ボランティアである意味

保護司が担う「保護観察」や「生活環境の調整」「犯罪予防活動」のマンパワーが不足しているのであれば、保護観察所の職員など、有給の職業人を増やすという議論もある。しかし、民間ボランティアである保護司の安定的な確保が議論の中心となっている。

更生保護の目的を、更生保護法第1条に見ると、「この法律は、犯罪をし及び非行のある少年に對し、社会内において適切な処置を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けることにより、恩赦の適正な適用を図るほか、犯罪予防の活動の促進等を行い、もつて、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする。」とある。つまり、地域での再犯防止、犯罪予防に努めるのである。

少し例えが重なるが、家の防犯を考えた場合、周囲の塀を高くするか低くするかという選択がある。前者（高くする）は、塀そのものによって不審者の侵入を抑制する一方、侵入されてしまったら周辺住民等により目撃りは利かなく、後者（低くする）は、その逆である。住環境や地域性によるが、近年は後者が好まれているように思う。それは、高い塀による閉塞感を減らすことによる防犯の考え方は、それはさておき、低い塀による防犯の考え方は、周辺住民等による防犯意識と、不審者にも同様の意識を期待した抑止であると言える。社会や人間関係が希薄化しているといわれる昨今においても期待されている。同様に、更生保護における地域という考え方においても、近隣住民の目配りや関わりが大きな要素である。

多職種の連携

話を保護司の安定的な確保に戻す。
定員不足の解消や、退任者の後任確保などは、保護司会に限らず、様々な団体の課題である。社会的

員・児童委員、青少年指導員、スポーツ推進員などの地域ボランティアが活動しているであろう。各団体とリーフレットを共有し、懇談の場をもつだけでも、防犯予防活動という保護司活動の協働となり得る。

さらに地域を見渡せば、開業している我々のような土地家屋調査士や、町の法律家と言われる司法書士、行政書士など、相談できる社会資源が身近にたくさんある。これらと関わりが繰り返されるたび、地域に更生保護が根ざし、さらには保護司候補者との接点につながるのではないだろうか。

まとめ

筆者が地域で土地家屋調査士として仕事ができるのは、まず地域住民に知ってもらうところから始まる。本米、保護司も同様であろう。

しかし、幸いなことに、保護司会には、定期的な研修や会合などの機会に、保護司として育て、関わってくれる。また、保護観察所からは、保護観察の担当を依頼される。担当を受ければ、保護司としての

分業が進み、自身の子どもや親の介護さえも専門家や専門施設に頼らざるを得ない中、他人の世話をする余裕がないというのは至極当然のことである。

その一方で、働き方改革に代えられるように、就労時間や雇用の在り方の見直しといったことから、生活の中で就労が占める割合も変化している。ここにマツチダの機会があるのではないだろうか。例えば、読者の皆さんの中には、地域の自治会やPTA、さらには、青少年健全育成協議会といった様々な会議や活動に参加している人も多いと思われる。そこには、様々な役割や職業を持った参加者が集まっている。そのような場で、保護司の活動についての説明やリーフレットの配布が十分に役立てられているだろうか。また、反対に、各参加者の役割や活動内容などはどれだけ理解できているであろうか。

地域で起こる問題も複雑化している現在、包括的な地域支援が求められている。多職種が連携するには、それぞれの活動内容や専門性を理解する必要がある。近いところでは、更生保護女性会や、民生委

歩みを進められるのだ。これは、長きにわたって構築されてきた保護司制度の体制や体系であり、他のボランティア活動と比べて誇れる長所である。他方、土地家屋調査士として独立開業した経験とは対照的である。

今回、改めて考え、整理する良い機会を頂いた。独立開業し者として、職業以外に所属する場をもつことがガラスになることは多い。特に、地域と関わり、社会を知り、人を知ることができる。知ること、知らせることが、そして、これらによってつながることが、保護司にとってますます必要となってくることを考える。

筆者の地域でも、団体の合同会議が少しずつ行われるようになってきている。また、今般、我々大阪土地家屋調査士会は、社会を明るくする運動、大阪府推進委員会の構成機関・団体に加わった。更生保護活動や保護司活動が更に知れるよう、筆者も保護司の一人として、「つながる力」を高めたい。

Shizuoka Seien GNSS Seminar に参加して

開催日時：令和6年11月1日（金）午後1時30分～午後5時

開催場所：クリエート浜松ホール 静岡県浜松市中央区早馬町2-1

令和6年11月1日（金）静岡県土地家屋調査士会の西遠支部主催の研修会に、大阪会社会事業部として田中秀典部長と当職で参加させていただきました。本研修は、開催前から「支部研修会とは思えないくらい非常に密度の濃い研修会」だと話題になっており、当会以外にも全国の調査士が多数集結されていました。研修会は鈴木宣洋支部長の挨拶、第一部と第二部と分かれて開始されました。講師とテーマは下記のとおりです。

【第一部】

①「民間等電子基準点制度と土地家屋調査士の取組」

茨城県土地家屋調査士会 高島 和宏氏

②「GNSS 位置情報サービスの社会活用について」

静岡大学情報学部 准教授 木谷 友哉氏

③「Drogger開発の経緯と今後の展望」

ビズステーション株式会社 代表取締役 矢口 尚氏



【第二部】

④「VIRTUAL SHIZUOKA 静岡県三次元点群データの活用事例」

静岡県交通基盤部 未来まちづくり室 佐藤 雄哉氏

⑤「変化の激しい時代において土地家屋調査士として今何を学ぶべきか」

福岡県土地家屋調査士会 溝田 智司氏

研修会は最後に質疑応答の時間が設けられていましたが、質疑応答の時間がなくなるほどの大盛況でした。最後に特別ゲストとして参加されていた広島県土地家屋調査士会の松林勉会長の総評（となっていました「時間がないので懇親会で話します」とひと言話されて）、公益社団法人静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会西遠地区の鈴木東洋地区長の閉会の辞で終了となりました。今回の研修会に参加させていただき、私個人としては、激しく変化する測量技術に乗り遅れていると強く感じました。一部の得意とされる人だけがGNSS



SSを使用するという時代は既になくなっており、それを使用することが当たり前の時代になりつつある。電子基準点や点群データが無償で提供され、それを互いに活用し、精度の高いサービスや広報的な活動を実施することが可能になってきている。測量に限らず、配達などのサービスにも大きな影響を与える最新技術は、もはやインフラの一つになりつつあると思います。最後にこの場をお借りして、大変有意義な本研修会を企画、検討、ご準備いただきました静岡県土地家屋調査士会の西遠支部の皆さまと、本日も講演されました皆さまにお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

（社会事業部副部長・玉置直矢）



人権擁護委員イメージキャラクター
かたばみの妖精「たばみん」

人権擁護委員として活躍してみませんか

大阪法務局人権擁護部

法務省・法務局は、人権擁護委員と協力し、様々な人権擁護活動に取り組んでいます。法務省、法務局、人権擁護委員を合わせて「法務省の人権擁護機関」と呼んでいます。今回、人権擁護委員制度を紹介するとともに、誌友の皆様へ人権擁護委員として活躍していただきたく、誌面をお借りしました。

人権擁護委員とは、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者及び弁護士会等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、法務大臣により委嘱される民間ボランティアの方々です。全国では約1万4千人、大阪府では約520人の人権擁護委員が各市町村に配置されて、積極的な人権擁護活動（①人権相談、②人権侵犯に関する調査・救済、③人権啓発）を行っています。

人権擁護活動等の概要を紹介します。

【①人権相談】

法務局等に設置されている相談所で、面接、電話、インターネット、LINEによる人権相談に応じています。ほかにも、こどもの人権SOSミニレターという手紙での相談にも応じています。これらの人権相談は、次に紹介する調査・救済の対象となる人権侵犯を把握する端緒となります。

【②人権侵犯に関する調査・救済】

人権が侵害された疑いのある事件を人権侵犯事件と呼んでいます。法務省の人権擁護機関では、被害者からの救済の申出があったときや新聞・雑誌などから人権侵害の疑いのある事実を知ることにより、救済手続を開始します。

この救済手続は、中立公正な立場で行い、人権侵害の有無を確認するために行う調査は、関係者の協力による任意のものととなります（警察官や検察官が行うような強制捜査ではありません。）。

調査の結果、事案に応じて、法律的なアドバイスをする「援助」、当事者間の話し合いを仲介する「調整」、人権侵害を行った者に対して改善を求める「説示」などの措置を講じます。

【③人権啓発】

花の種子や球根などを配り、草花を育ててもらうことで、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的とした『人権の花運動』、幼稚園・保育園、小中学校で、相手を思いやる優しい気持ち育てる『人権教室』のほか、『中学生人権作文コンテスト』や『スポーツ組織と連携した啓発活動』を実施しています。

人権イメージキャラクター
人KENまもる君



人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん



【任期・報酬・兼業】

任期は3年で、再任もできます。無報酬ですが、交通費など活動に要した費用は支給されます。他の業務との兼務は、兼業する他の業務で禁止されていない限り可能です。

社会の要請に応える人権擁護行政を推進するには、各方面での専門的知見を有する方々や幅広い年代の方々を人権擁護委員として委嘱する必要があります。誌友の皆様が業務で培われた法的思考力や地域における関係機関との調整力は、特に前記の①及び②の活動にいかしていただけるものと考えています。

現在、大阪土地家屋調査士会所属の方にも、人権擁護委員として活動していただいております。今後、更に多くの土地家屋調査士の皆様に、人権擁護委員として御活躍いただきたいと考えています。

人権擁護活動にご関心をお持ちの方は、大阪法務局人権擁護部第一課（担当：奥野）までお問い合わせください。

人権擁護委員制度の詳細については以下の URL・二次元コードの法務省ホームページでも案内しています。

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/html/index.html>



会則の一部改正について

令和6年5月24日（金）の第86回定時総会で、会則の一部が改正されました。改正後の会則については法務大臣認可の日から施行されます。

大阪土地家屋調査士会会則 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
第1条～第104条（略）	（同左）
（年計報告）	（年計報告）
第105条 会員（調査士法人の社員である調査士会員を除く。）は、毎年1月末日までに、連合会の定める様式により、前年に処理した事件の総件数を記載した年計報告書を会長に提出しなければならない。	（同左）
2. 会長は、前項の年計報告書を受理したときは、その総合計表を作成し、毎年3月末日までに連合会の会長に提出しなければならない。	（同左）
3. 会長は、 <u>会員が第1項の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該会員に対し、会則第112条の規定による指導又は会則第113条の規定による注意若しくは勧告をするものとする。</u>	（新設）
第106条～第127条（略）	（同左）
附則	（新設）
（施行期日）	
<u>この会則の第105条第3項の新設は、法務大臣の認可の日（令和6年11月20日）から施行する。</u>	

公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会だより

One For All, All For One（一人はみんなのために みんなは一人のために）

新年互礼会を開催

令和7年1月10日（金）午後6時から大阪市中央区のホテルサンホワイト「桃園」で新年互礼会を開催いたしました。

来賓として、大阪土地家屋調査士会会長中林邦友様、大阪土地家屋調査士政治連盟副会長玉置広和様、大阪土地家屋調査士協同組合理事長辰巳好数様、公認会計士勝山武彦様にご臨席を賜りました。冒頭に船原大弘理事長から新年の挨拶があり、昨年から注力して取り組んでいる業務啓発等さまざまな事業に今年も力を合わせ取り組んでいく決意を新たにしました。

次にご来賓の方々から新年のご挨拶をいただき乾杯、歓談となり新年の晴れやかな雰囲気の中、大いに盛り上がり、盛会のうちに閉会となりました。



大 公 筆 吉
TAIKOU
HIDENORI



公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会では随時社員を募集しています。

官公署等からの委託に土地家屋調査士のスキルを発揮して取り組むやりがいのある業務ですので、ぜひ入会をお待ちしています。

災害復興支援および狭あい道路解消事業についての研修会を開催

令和7年1月17日（金）大阪市中央区の「エル・おおさか（大阪府立労働センター）」で研修会を開催しました。

今回の研修会は大阪協会が今後注力して取り組んでいく災害復興支援および狭あい道路解消事業のために立ち上げたプロジェクトチームのメンバーを対象としての開催となりました。既に災害復興支援および狭あい道路解消事業についてさまざまな活動を行っており、その内容を熟知している愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の神谷文彦社員に災害復興についての講師を務めていただき、伊藤秀樹社員に狭あい道路解消事業についての講師を務めていただきました。実際に活動を進めていく上ではどのようなスキルや準備が必要になり、こういった問題点があるのかを実際の経験談を交えながらご講義いただき、大変充実した内容となりました。

続いて水野元彰理事長から「愛知協会の現状報告と今後の展望」という内容で、愛知協会ですぐに取り組んでいるさまざまな活動の情報を惜しみなく語っていただき、こちらも参加した社員にとって大変有意義な内容となりました。





大阪土地家屋調査士協同組合だより



調査士協同組合創立28周年記念事業・調査士会後援レクリエーション開催報告



令和6年度は協同組合創立28周年記念事業として、令和6年11月30日（土）に観光バスを利用し京都府の伊根湾・天橋立・智恩寺を巡る日帰り旅行を楽しみました。

当日は暖かく天候にも恵まれ、参加者90名がバス3台に分かれ出発しました。車中ではビールやおつまみを楽しみながら談笑し、車窓から見える景色や建物を所々でバスガイドさんがアナウンスしてくれました。また、ちょうど紅葉のシーズンで、山々の景色もとても美しかったです。

お昼前に伊根湾めぐり遊覧船の乗り場へ到着し、船に乗って伊根湾一周を堪能しました。船に乗る前は小雨でしたが、船を出発するころには空が晴れ渡り、また餌を求めてたくさんのカモメが飛び交っていました。伊根の舟屋も特色があり、伊根湾の景色を存分に楽しむことができました。



伊根湾を一周巡った後、昼食会場へ移動し全員が着席後、当組合の辰巳好数理事長が挨拶し、川口良仁支部長会議議長の乾杯で食事が始まりました。普段は仕事以外であまり交流のない支部会員間での集

まりでもあり、和気あいあいと終始にぎやかな雰囲気です。

食後は天橋立傘松公園展望所へ移動しました。登り方はリフトとケーブルカーの2種類があり、それぞれ好きな登り方を選んで展望台まで登りました。天橋立傘松公園は「股のぞき発祥の地」で有名な観光地です。天橋立を逆さまに見ると、天に架かる橋のように見えることから、天橋立と名付けられたとも言われており、天橋立を逆さまに見る「股のぞき」を楽しみました。

最後は智恩寺へ。日本三文殊の一つで通称切戸（または九世戸）の文殊堂として知られている文殊菩薩の霊場を巡りました。智慧を授かる文殊さんとして有名で、受験や資格試験などで受験生やその御家族がお参りに来られるそうです。

その後、少し渋滞に巻き込まれましたが事故やケガもなく、無事大阪に到着しました。

ご参加いただきました会員・組合員・ご家族の皆さま、誠にありがとうございました。次回のレクリエーションもよろしくお願い申し上げます。

令和6年7月1日から令和6年12月31日まで、組合に新規加入が承認されたのは以下の方です。

（敬称略）

地 域	氏 名	事務所電話番号
北	藪 達哉	06-6453-5110
北	河上 聖雄	06-4400-1231
大阪城	高井 優一	080-3105-1392
大阪城	成田 豊	06-6948-6480
大阪城	南部 琢	06-6229-1055
中河内	越村 直人	072-924-0035
堺	大城 安弘	072-236-1122
堺	白石 裕美	072-288-4936
泉州	杉原 聡	072-457-9136
北摂	野間 真樹	072-655-5202

令和7年1月6日現在

組合員総数 751名
本会会員数 920名



大阪土地家屋調査士政治連盟だより



いのち輝く未来社会のデザインというテーマを基に4月13日(日)から10月13日(月)の184日間、大阪市此花区の人口島夢洲で「2025年日本国際博覧会」略称「大阪・関西万博」が開催されます。55年前に開催された1970年万博を経験した私も「わくわく」の期待で開催を待っています。これが関西・大阪の経済の起爆剤となるような盛況を願っております。

さて、3月10日(月)には大阪土地家屋調査士政治連盟の第26回定時大会が予定されており、会長はじめ各役員が開催の準備を行っております。次号で定時大会報告をさせていただきますが、令和6年度の活動報告と令和7年度の活動方針案を次のとおり記載させていただきます。

ー令和6年度の報告事項ー

1. 令和6年度政治連盟加入者の内訳
会員数920名 政治連盟加入者数428名
2. 会議開催回数
入会面談 12回
役員会議 10回
政策要望関係会議、講演会出席 13回
他関連団体との意見交換会議 22回

ー令和7年度の活動指針ー

1. 土地家屋調査士法及び同施行規則等の改正をはかる活動を行い、調査士の社会的地位の向上と事務所経営の安定と繁栄を目標とした活動を行う。
2. 報酬システムの制度化に向けた活動を継続的にを行う。

3. 官公庁発注の調査士法3条業務の分離発注の徹底と最低価格設定に向け活動を進める。
4. 大阪府下の地籍調査と地図整備促進に向けての政治活動を行う。
5. 府下の狭隘道路の整備促進に向けた政治活動を行う。
6. 国、地方議員各位へ調査士制度の重要性をPRし、調査士の社会的地位向上を図る。

以上のような目標を掲げ、今後の活動方針としてまいります。

※政治連盟未加入の会員の皆さまへ※

大阪土地家屋調査士政治連盟は、創設時より土地家屋調査士の業務の拡充と推進を図るとともに土地家屋調査士の社会的地位の向上を目指して政治連盟としての活動を行っております。

近年の成果としては土地家屋調査士法第1条の使命規定に「土地の筆界を明らかにする業務の専門家」として盛り込まれたこと、報酬額についても国土交通省近畿地方整備局に最低入札価格の設定を働き掛け低入札価格の防止策が講じられることとなりました。

低価格の防止は官から民へと波及することと考えます。これらは大阪土地家屋調査士会と協働し土地家屋調査士の重要性を訴え続けた結果です。

政治連盟の活動は政治信条に関係なく、調査士制度の充実と発展のため、われわれの現場の声を政治の場に届けるための活動です。そのためには一人でも多くの会員の入会が必要です、ぜひとも入会していただきますようよろしくお願いします。

(広報担当副会長・井之上貢)

大阪青年土地家屋調査士会だより

《大阪青年土地家屋調査士会活動報告》

先日、令和6年度土地家屋調査士試験の筆記試験の合格発表があり、例年400人ほどの合格者でしたが、今回500人を超えたようですね。私見ですが、退会される方の数と入会される方のバランスが取れなくなってきたのだと感じます。ということは、私のような実務経験少ない方もこれからどんどん増えていくのでは？と感じます。恐らく今が変革期なのだろうと思います。

私は令和5年に開業し、約1年半ほど経過しました。実務経験も少ない私はこの1年半悩みに悩みなんとかお仕事させていただき、お客さま、先輩方、近隣士業の方等、関わってくださった皆さまに感謝の気持ちしかありません。

この1年半悩みに悩み、『どうしよう』『この場合はどうするんだろう』と思うことが多々ありました。悩んだときは相談相手が欲しいですね。でも私、実務経験も少なく周りの先輩方と知り合う機会あんまりないんですよね。支部でもまだ私は若い方なのでなかなかお話しできる方も少なく。。。つらいですね。

冒頭申し上げたようにこの変革期に土地家屋調査士に登録をされた若い方または実務経験の少ない方で少しでも早く諸先輩方とお話しできるよう基本的な実務や考え方の学べる組織があればこれから土地家屋調査士をさらに発展させることができますし、自身の成長や今後の展望も考えやすくなりますよね。

実は、その一翼を担う組織もう既にあります！『青年土地家屋調査士会』略して『青調会』です。

最初にお伝えしますが年齢制限はありません。自身が『青年』だと思えば『青調会』に入会できます。この組織のすごいところは、皆さま『青年』なので本当に話しやすい！そして、親身になってくれ未来の土地家屋調査士のことを考えてくれている方ばかりです。この『青調会』に入会したおかげで私は

悩みを解決したり実務を学んだり等、今の自分自身に直結している組織だと思います。また、定期的に勉強会を開催しておりますが、これがおもしろい！

何がおもしろいというと、知らないことが恥ずかしくないんですね。知らなければ『知らない』と発言すれば学ばせていただけますし、大先輩もいらっしゃるのに経験の少ない若手会員に向けて分かりやすく解説もしていただけるので、まさに若手会員に特化した勉強会になっております。すぐく実りの多いこの『青調会』を少しでも気になられる方がおられましたらお近くの青調会のメンバーに問い合わせてください！

終わりに、一人で悩むことは悪いことではないと思います。ご自身で解決できることは素晴らしいことだと思います。でも、他の先輩方等の意見を聞いてご自身の考えにプラスすることでより良い答えが見つかるかもしれません。そう考えるとわくわくしませんか？私はします。

私も経験を積んでもっと若い方と知り合ったときに相談をされたら、今の先輩方のようなアドバイスができる土地家屋調査士になれるようにまい進します。そのためにもこの『青調会』を継続、発展させることに少しでも寄与できたらと思います。

(堺支部・古林正義)

新入会員募集

われわれは新入会員を随時募集しております。
入会金・年会費は無料、誰でもOK

入会ご希望の方は、濡標ネットの濡内メールで、大阪青年土地家屋調査士会の京谷智弘まで、入会希望の旨のメッセージを送ってください。

会 員 異 動 (R7・3・3 現在)

入 会 者 (4 名)					
氏 名	登録番号	支 部	入 年 月 日	会 日	事務所所在地・電話・FAX 番号
南 部 琢	3479	大阪城	6.12.10		〒541-0046 大阪市中央区平野町2丁目6番1号 福梅ビル4F ☎06-6229-1055 ☎06-6229-1057
南 條 智 正	3480	堺	6.12.20		〒580-0026 松原市天美我堂7丁目7番30号 ☎072-288-6308 ☎072-288-6531
島 田 泰 幸	3481	大阪城	6.12.20		〒541-0044 大阪市中央区伏見町四丁目3番9号 HK淀屋橋ビルガーデンアベニュー-5F ☎06-6232-0039 ☎06-6232-3477
高 木 大 悟	3482	北	7.2.3		〒531-0063 大阪市北区長柄東2丁目9番77-601号 ☎070-8551-3933 ☎06-7508-2689

事 務 所 変 更 (11 名)						
氏 名	登録番号	旧支部	新支部	届 年 月 日	新事務所所在地・電話・FAX 番号	
杉 岡 洋	3146	北	北	6.12.9	〒532-0011 大阪市淀川区西中島六丁目2番3号 チサン第7新大阪812 ☎06-6195-8113 ㊟06-6195-8114	
島 田 泰 幸	3481	大阪城	大阪城	6.12.26	〒541-0044 大阪市中央区伏見町四丁目 3 番9号 HK 淀屋橋ガーデンアベニュー5F 土地家屋調査士法人エスアール パートナーズ ☎06-6232-0039 ㊟06-6232-3477	
川 口 良 仁	2817	堺	堺	7.1.21	〒590-0078 堺市堺区南瓦町1番19号 グラン・ビルド堺東806号 ☎072-225-5045 ㊟072-242-6011	
京 谷 智 弘	3078	堺	堺	7.1.23	〒591-8031 堺市北区百舌鳥梅北町三丁目116-9 ☎072-370-3733	
梶 村 一 太	3222	北摂	北摂	7.1.28	〒618-0012 三島郡島本町高浜三丁目1番4-402号 ☎070-8458-1122 ㊟050-3606-6888	
古 谷 崇	3362	大阪城	大阪城	7.1.29	〒541-0052 大阪市中央区備後町二丁目4番6号 森田ビルディング8階 SAKURA土地家屋調査士法人 ☎06-6484-6703 ㊟06-6484-6796	
井 上 博 志	1606	北	北	7.2.3	〒530-0047 大阪市北区西天満3丁目8番13号 大阪司法ビル304号 ☎06-6363-0938 ㊟06-6363-4627	

竹 内 玄 徳	2316	北摂	北摂	7.2.4	〒560-0001 豊中市北緑丘2丁目1番13号棟802 ☎06-6845-4020 ㊚06-6845-4019
竹 内 健 一	3457	北摂	北摂	7.2.4	〒560-0001 豊中市北緑丘2丁目1番13号棟802 ☎06-6845-4020 ㊚06-6845-4019
池之上 聖 美	3366	北	大阪城	7.2.7	〒541-0041 大阪市中央区北浜一丁目8番16号 大阪証券取引所ビル8階 土地家屋調査士法人山田合同事務所 ☎06-6755-8016
金 谷 在 珠	2015	中央	中央	7.2.26	〒544-0005 大阪市生野区中川2丁目8番20号 ☎06-6712-6786 ㊚06-6712-6787

退 会 者 等 (資格取消・喪失者を含む) (8名)				
氏 名	登録番号	支 部	届 年 月 出 日	退 会 理 由
西 山 正 一	1908	中央	6.12.11	業 務 廃 止
沖 津 実 郎	3167	大阪城	6.12.25	長 期 休 業
竹 中 寿 文	2893	堺	6.12.26	業 務 廃 止
山 本 英 樹	2429	中央	7.1.29	業 務 廃 止
井 畑 正 敏	1489	北	7.1.31	業 務 廃 止
中 川 敦 志	3432	大阪城	7.2.9	三 重 会 へ
寺 下 実	2530	北河内	7.2.9	死 亡
笹 本 一 雄	2356	泉州	7.2.21	長 期 休 業

法 人 事 務 所 会 員 関 係

法 人 の 退 会 (1法人)	
名 称	支 部
土地家屋調査士法人竹内事務所	北 摂

第13回常任理事会

令和6年11月26日(火)午後3時から本会3階役員室で第13回常任理事会が開催され、各部などからの報告事項に続き、第4回理事会についてなど次の各事項が審議・協議された。

＜出席者・敬称略＞中林・松島・山脇・加藤(充)・井上(朝)・森脇・河崎・田中(秀)

個別報告

- ①統一システムの構成会状況とシステム構築の概要について

審議事項

- ①第4回理事会について
- ②大阪市空家等対策協議会委員の推薦について
- ③令和7年度近畿大学寄附講座講師候補者について

協議事項

- ①理事会議事録の反訳作成について

第14回常任理事会

令和6年12月10日(火)午後4時から本会3階役員室で第14回常任理事会が開催され、各部などからの報告事項に続き、戸籍謄本等職務上請求書管理規程の改正についてなど次の各事項が審議・協議された。

＜出席者・敬称略＞中林・松島・山脇・加藤(充)・井上(朝)・森脇・河崎

個別報告

- ①明示協議会への補助金について

審議事項

- ①戸籍謄本等職務上請求書管理規程の改正について
- ②立命館大学寄附講座講師の推薦について

協議事項

- ①情報公開に関する規則および細則の改正について
- ②関係団体等への新年挨拶について
- ③ホームページリニューアルの発注先について

第15回常任理事会

令和7年1月7日(火)午後3時から本会3階役員室で第15回常任理事会が開催され、各部などからの報告事項に続き、会則改正についてなど次の各事項が審議された。

＜出席者・敬称略＞中林・松島・山脇・加藤(充)・井上(朝)・森脇・河崎・田中(秀)

個別報告

- ①情報公開に関する規則・細則の改正について
- ②統一システム協議会会則改正について

審議事項

- ①会則改正について
- ②戸籍謄本等職務上請求書管理規程の改正について
- ③簿記ネット運営委員会規則改正について
- ④新会員研修および年次制研修の不参加者に対する指導要領の改正について
- ⑤第5回理事会について

第16回常任理事会

令和7年1月21日(火)午後2時45分から本会3階役員室で第16回常任理事会が開催され、各部などからの報告事項に続き、第5回理事会についてなど次の各事項が審議・協議された。

＜出席者・敬称略＞中林・松島・山脇・加藤(充)・井上(朝)・森脇・河崎・田中(秀)

審議事項

- ①役員等選任規程第3条第2号なお書きによる理事の数について
- ②令和7年度大阪大学寄附講座講師候補者について
- ③「谷町四丁目」駅広告看板、デザイン変更の発注について
- ④近畿大学寄附講座講師候補者の一部変更について
- ⑤第5回理事会について

協議事項

- ①災害・空家等対策委員会の今後について

第17回常任理事会

令和7年2月13日(木)午後4時から本会3階役員で第17回常任理事会が開催され、各部などからの報告事項に続き、会則の一部改正についてなど次の各事項が審議・協議された。

＜出席者・敬称略＞中林・松島・山脇・加藤(充)・井上(朝)・森脇・河崎・田中(秀)

個 別 報 告

①会館検討委員会の答申について

審 議 事 項

- ①会則（第81条）の一部改正について
- ②役員等選任規程第3条第2号なお書きによる理事の数について
- ③大阪土地家屋調査士会ハラスメント防止規程（新設）について
- ④イントラネット検討委員会規則の廃止について
- ⑤苦情処理委員会規程の廃止について
- ⑥紛議調停委員会規則（第4条第1項および第26条第2項）の一部改正について
- ⑦境界問題相談センターおおさか規則の一部改正について
- ⑧第6回理事会について

協 議 事 項

- ①令和7年度各種表彰候補者の推薦について
- ②令和7年度事業計画案について
- ③令和7年度予算案について
- ④理事会議事録の反訳について
- ⑤害鳥対策緊急工事について
- ⑥災害・空家等対策委員会規則の新設について
- ⑦大阪府都市整備部用地課からの報酬基準調査依頼について
- ⑧業務分掌について
- ⑨事務局体制について
- ⑩人事考課の導入について

第18回常任理事会

令和7年2月26日(水)午後4時から本会3階会議室で第18回常任理事会が開催され、各部などからの報告事項に続き、会館検討委員会の答申についてなど次の各事項が審議・協議された。

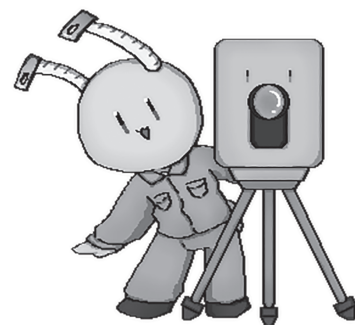
＜出席者・敬称略＞中林・松島・山脇・加藤(充)・井上(朝)・森脇・河崎・田中(秀)

審 議 事 項

- ①会館検討委員会の答申について
- ②害鳥対策緊急工事について
- ③豊能町空家等対策計画への有識者の推薦について
- ④第6回理事会について

協 議 事 項

- ①各事業部の所掌業務の見直しについて
- ②各部所掌委員会規則の整備について
- ③会長表彰候補者の推薦内規の改正について
- ④災害・空家等対策委員会規則の新設について



業 務 日 誌

◇ 12 月 ◇

- 1日・新会員研修会（会館）
- 2日・社会事業部会（会館）
 - ・三会会長会議会場下見（ホテル日航大阪）中林会長
 - ・法務省主催オンラインフォーラム（Web）京谷境界問題相談センターおおさか推進委員長
- 3日・境界問題相談センターおおさか事前無料相談（会館）雨宮・田中（秀）各境界問題相談センターおおさか推進委員
- 4日・公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会との打ち合わせ（会館）
 - ・境界問題相談センターおおさか事前無料相談（会館）辻田境界問題相談センターおおさか推進委員会副委員長・杉田同委員
 - ・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）田中（秀）相談員
- 5日・入会面談（会館）中川・美馬各総務部理事
 - ・総務部会（会館）
 - ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）瀧本相談員
 - ・ラディックス株式会社との打ち合わせ（会館）井上総務部長
- 6日・カレンダー持参（法務局北出張所）奥田社会事業部副部長
- 7日・大阪市立住まい情報センターとのタイアップ事業（大阪市立住まい情報センター）松島副会長、正井災害・空家等対策委員長、古屋同副委員長、山岡・三谷・山田・小林同委員、長田社会事業部理事
- 9日・綱紀委員会班別会議（会館）
- 10日・正副会長会議（会館）
 - ・常任理事会（会館）
 - ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）八幡相談員
 - ・中村好春顧問弁護士との打ち合わせ（未来会計法律事務所）井上部長
- 11日・財務部会（会館）
 - ・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）田中（久）相談員
 - ・財務省近畿財務局と意見交換会の打ち合わせ（近畿財務局）古屋社会事業部理事

- ・カレンダー持参（法務局天王寺出張所）玉置社会事業部副部長
- ・学校法人近畿測量専門学校評価委員会（近畿測量専門学校）中林会長
- 12日・業務研修部会（会館）
 - ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）田中（久）相談員
 - ・令和6年度GIS大縮尺空間データ官民共有化推進協議会（大手前合同庁舎）奥田副部長
 - ・大阪の活性化フォーラム令和6年度住宅相談窓口担当者等講習会（大阪府建築健保会館）古屋理事
- 13日・近プロ立命館大学寄付講座講師会議（Web）正井・上坊各講師
 - ・カレンダー持参（法務局枚方出張所）長田理事
- 16日・支部長会議（会館）
 - ・災害復興合同研究会立ち上げについての意見交換（法務局本局）中林会長
 - ・カレンダー持参（法務局東大阪支局）古屋理事
- 17日・民間総合調停センター広報・研修合同部会（大阪弁護士会）
- 18日・筆界特定制度推進委員会（会館）
 - ・境界問題相談センターおおさか運営委員会（会館）
 - ・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）美馬相談員
 - ・民間総合調停センター法務大臣指定のお願い（大阪弁護士会）中林会長、山脇副会長、西田・浅井民間総合調停センター各委員
 - ・大阪大学藤本教授ご来館（会館）正井産学交流学術研究委員長・京谷同副委員長
- 19日・大阪市マンション管理支援機構協議会・常任委員会（大阪市立住まい情報センター）奥田副部長
 - ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）山田相談員
 - ・カレンダー持参（法務局堺支局）田中（秀）社会事業部長
- 20日・大阪土地家屋調査士協同組合部長会（会館）利川財務部理事
 - ・三会会長懇談会（ホテル日航大阪）中林会長、松島・山脇・加藤（充）各副会長
 - ・カレンダー持参（法務局富田林支局）田中（秀）部長

- 23日・近畿大学寄附講座講師会議（会館）
・産学交流学術研究委員会（会館）
- 24日・災害・空家等対策委員会（Web）
- 25日・業務研修部会（会館）
・表示登記実務研究会（会館）
・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）笠原相談員
・カレンダー持参（法務局本局）玉置副部長
・事務所訪問（会員事務所）井上部長
- 26日・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）西田相談員

◇ 1 月 ◇

- 7日・常任理事会（会館）
・新年挨拶まわり（大阪法務局他）
- 8日・境界問題相談センターおおさか推進委員会（会館）
・境界問題相談センターおおさか事前無料相談（会館）谷内田境界問題相談センター推進委員、田中（久）会員
・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）奥田相談員
・近畿税理士会新年賀詞交歓会（帝国ホテル大阪）加藤（充）副会長
- 9日・日本公認会計士協会近畿会新年賀詞交歓会（ザ・リッツ・カールトン大阪）山脇副会長
・大阪工業大学寄附講座（大阪工業大学）正井委員長、羽倉産学交流学術研究委員、西村講師
- 10日・大阪府社会保険労務士会新年賀詞交歓会（シェラトン都ホテル大阪）松島副会長
・公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会新年互礼会（桃園）中林会長
・和歌山会筆界鑑定委員会研修会（和歌山ビッグ愛）河崎業務研修部長、中山同部理事
- 11日・大阪府行政書士会新年賀詞交歓会（ホテル阪急インターナショナル）松島副会長
・福岡会令和6年度第3回専門研修会（講師）（リファレンス駅東ビル）山脇副会長
- 14日・社会事業部会（会館）
・大阪法務局職員表示登記実務研修（15日も）（法務局本局）
- 15日・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）吉田相談員
・全国会長会議・新年賀詞交歓会（16日も）（東京ドームホテル）中林会長

- ・オンライン申請促進に関する研修会（Web）
- ・民間総合調停センター大臣指定取得のお願い（大阪弁護士会）山脇副会長
- 16日・全国統一情報共有・会員管理システム協議会・選考委員会（東京会・Web）中林会長、井上部長、正井・和田・松本各イントラネット検討委員
・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）佐古相談員
・大阪市マンション管理支援機構常任委員会（大阪市立住まい情報センター）奥田副部長、中山理事
- 17日・公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会研修会（エル・おおさか）山脇副会長
- 20日・総務部会（会館）
・入会面談（会館）田中（久）・笠原各総務部理事
・公益社団法人全日本不動産協会新年賀詞交歓会（リーガロイヤルホテル大阪）松島・山脇各副会長、田中（秀）部長
・大阪司法書士会新年賀詞交歓会（リーガロイヤルホテル大阪）中林会長
・公明党 新春の集い（マイドームおおさか）中林会長、松島副会長
・大阪法務局書庫見学ツアー（法務局本局）河崎部長、上田業務研修部理事
- 21日・常任理事会（会館）
・理事会（会館）
・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）山田相談員
- 22日・財務部会（会館）
・財務部業務連絡会（会館）
・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）利川相談員
・大阪法務局書庫見学ツアー（法務局本局）河崎部長、藤野副部長、中山理事
・資料センター運営委員会（会館）
・会務処理（全日本不動産協会）中林会長
- 23日・境界問題相談センターおおさか運営委員会（会館）
・支部長会議（会館）
・支部長会議と常任理事会との意見交換会（会館）
・地籍シンポジウムin滋賀（キラリ工草津）坂田地籍整備促進委員長、富岡同副委員長、正井委員長
・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）竹

- 本相談員
- ・大阪土地家屋調査士政治連盟幹部会（会館）松島副会長
- 24日・一般社団法人宅地建物取引業協会新年賀詞交歓会（大阪ステーションホテル）中林会長
- ・富田林支局および南河内地域の市町村との明示協議会（法務局富田林支局）田中（秀）部長
 - ・賠償損害補償制度紛争処理委員会（会館）
- 27日・公益社団法人大阪府不動産鑑定士協会新年賀詞交歓会（THE OSAKA STATION HOTEL）加藤（充）副会長
- ・大阪大学寄附講座講師会議（会館）
- 28日・公益社団法人日本測量協会関西支部新年賀詞交歓会（大阪キャッスルホテル）山脇副会長
- ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）森山相談員
 - ・一般社団法人大阪府建築士事務所協会新年会員交礼会（ホテルグアンヴィア大阪）井上部長
 - ・大阪法務局人権擁護部と会報誌掲載について打ち合わせ（法務局本局）田中（秀）部長
 - ・大阪法務局長・民事行政部長挨拶（法務局本局）中林会長
- 29日・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）玉置相談員
- ・大阪法務局職員表示登記実務研修（法務局本局）
- 30日・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）瀧本相談員
- ・民間総合調停センター理事会（大阪弁護士会）
 - ・民間総合調停センター広報・研修合同部会（大阪弁護士会）
 - ・民間総合調停センター運営・財務委員会（大阪弁護士会）
- 31日・筆界特定制度推進委員会（会館）
- ・筆界調査委員養成講座（会館）
 - ・近プロ各会正副会長会議（会館）
 - ・近プロ調査士会、近公連、近政連意見交換会（会館）
 - ・日本弁理士会関西会四十周年記念行事（ザ・リッツカールトン大阪）田中（秀）部長

◇ 2 月 ◇

- 3日・社会事業部打ち合わせ（会館）田中（秀）部長、

- 奥田・玉置各副部長
- ・民間総合調停センター支援連絡委員会と和解あっせん人候補者との合同会議（会館）
- 4日・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）八幡相談員
- ・事務局職員個別面談（会館）井上部長
- 5日・大阪府との打ち合わせ（会館）河崎部長
- ・業務研修部会（会館）
 - ・社会事業部会（会館）
 - ・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）藤野相談員
- 6日・大阪府収用委員会事務局研修（大阪府咲洲庁舎）田中（秀）部長、正井講師
- ・北河内支部三者協議会（生涯学習交流センター）奥田副部長
- 7日・予算会議（会館）井上、森脇、河崎、田中（秀）各部長
- ・事務局職員個別面談（会館）井上部長
- 10日・北支部研修会（会館）正井委員長
- 12日・筆界特定制度五者連絡協議会（会館）
- ・境界問題相談センターおおさか事前無料相談（会館）京谷委員長、森次会員
 - ・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）和田相談員
 - ・会館検討委員会打ち合わせ（Web）中林会長、加藤（充）副会長、井上部長、加藤（眞）総務部副部長
- 13日・正副会長会議（会館）
- ・常任理事会（会館）
 - ・大阪市マンション管理支援機構常任委員会（大阪市立住まい情報センター）奥田副部長、正井会員
 - ・事務局職員個別面談（会館）井上部長
 - ・公嘱協会と災害復興研究会の事前打ち合わせ（会館）山脇副会長、田中（秀）部長
- 14日・大阪土地家屋調査士協同組合部長会（会館）吉田財務部副部長
- ・境界問題解決センターふくおか設立20周年記念行事（福岡会）京谷委員長
 - ・大阪土地家屋調査士政治連盟常任幹部会・幹部会（会館）松島副会長
- 17日・境界問題相談センターおおさか運営委員会（会館）
- ・境界問題相談センターおおさか推進委員会（会館）
- 18日・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）阪

- 相談員
- ・民間総合調停センター広報・研修合同部会(大阪弁護士会)
- 19日・財務部会(会館)
- ・大阪法務局無料登記相談(法務局本局)古屋相談員
 - ・会員研修会(エル・おおさか)
 - ・地籍整備促進委員会(会館)
 - ・滞標ネット運営委員会・イントラネット検討委員会合同会議(会館)
- 20日・筆界特定室振分相談出向(法務局本局)山田相談員
- 21日・筆界特定制度推進委員会(会館)
- ・綱紀委員会班別会議(会館)
- 25日・総務部会(会館)
- ・総務部業務連絡会(会館)
 - ・資料センター運営委員会(会館)
 - ・綱紀委員会全体会議(会館)
 - ・打ち合わせ(会館)中林会長
 - ・近ブロ立命館大学寄付講座講師会議(立命館大学)正井・上坊各講師、田中(秀)部長
- 26日・常任理事会(会館)
- ・大阪法務局無料登記相談(法務局本局)上田相談員
- 27日・筆界特定室振分相談出向(法務局本局)山口相談員
- ・近ブロ業務部会(奈良会)河崎部長
 - ・国土交通省近畿地方整備局との打ち合わせ(近畿地方整備局)中林会長、松島副会長、河崎・田中(秀)各部長
- 28日・近ブロ総務部会(会館)中林会長、加藤(充)副会長、井上部長
- ・近ブロ支部長会議長等懇談会(会館)川口支部長会議長
 - ・近ブロ研修部会(兵庫会)河崎部長
 - ・近ブロADRセンター長会議(和歌山会)京谷委員長
 - ・近ブロ広報部会(Web)田中(秀)部長
 - ・近ブロ財務部会(滋賀会)森脇部長
 - ・社会事業部打ち合わせ(会館)田中(秀)部長、奥田・玉置各副部長
 - ・打ち合わせ(会館)中林会長、加藤(充)副会長、井上部長

公嘱協会の動き

◇ 12 月 ◇

- 2日・渡邉友映職員に人事異動通知書交付(協会)西谷副理事長
- 3日・第5回常任理事会(協会)
- 4日・災害復興支援協議会(大阪土地家屋調査士会館)船原理事長
- 11日・無料登記相談(協会)山田業務企画部長
- 16日・大阪法務局挨拶(災害復興支援)(法務局本局)船原理事長、流王副理事長
- 19日・第4回業務部会(エル・おおさか)

◇ 1 月 ◇

- 10日・第4回理事会(大阪土地家屋調査士会館)
- ・新年互礼会(桃花園)
- 17日・愛知協会による災害復興および狭あい道路解消に関する研修会(エル・おおさか)
- 20日・大阪司法書士会新年賀詞交歓会(リーガロイヤルホテル)西谷副理事長
- 23日・第5回業務部会(エル・おおさか)
- 31日・新しい公益法人制度近畿ブロック説明会(兵庫県中央労働センター)西谷副理事長、山内職員
- ・第5回近公連理事長会議(協会)船原理事長
 - ・近畿ブロック三団体打ち合わせ(大阪土地家屋調査士会館)船原理事長

◇ 2 月 ◇

- 4日・第6回常任理事会(協会)
- 7日・外部監査(協会)勝山公認会計士、西谷副理事長、太田経理部長、朝日経理部次長、三好事務局長、山内職員、渡邉職員
- ・第6回近公連理事長会議(京都協会)船原理事長
- 13日・災害復興支援打ち合わせ(大阪土地家屋調査士会館)流王副理事長
- 14日・和歌山協会視察(協会)船原理事長、山田業務企画部長、阪本業務啓発部長
- 17日・全国理事長会議(ホテルメトロポリタンエドモンド)船原理事長
- 18日・全公連第4回研修会(ホテルメトロポリタンエドモンド)船原理事長
- 20日・第6回業務部会(大阪土地家屋調査士会館)
- 21日・監査会(協会)

行事予定

◇ 4 月 ◇

3日(木)常任理事会
会長表彰選考委員会
9日(水)近畿大学寄附講座講師会議
10日(木)期末監査
22日(火)常任理事会
理事会

◇ 5 月 ◇

23日(金)第87回定時総会
30日(金)大阪土地家屋調査士協同組合総代会

◇ 6 月 ◇

3日(火)「測量の日」記念フェア2025
11日(水)近畿大学寄附講座講師会議
23日(月)大阪大学寄附講座講師会議

編集後記

◆2025年が本格的に始動しました。年初には、阪神・淡路大震災の発生から30年の節目に立ち、改めて災害や防災について思いを巡らせた方も多かったことと思います。また、来る夏には、終戦から80年の節目となります。戦後に生まれた団塊世代が全て75歳以上となる今年は、医療や介護に伴う社会保障費の増大が懸念されることから、2025年問題とも呼ばれています。団塊ジュニア世代が長年家庭にひきこもり、親が支える状態は8050問題と呼ばれ、その背景でもあります。そして、老々介護の問題もあります。

われわれ、土地家屋調査士の業務にも、これらの社会情勢の変化を肌で感じる機会も多いかと思えます。また、それに伴う法律の改正など、業務の制度や環境も大きく変化しています。各種の行事や研修などでも新たなテーマが取り上げられています。新しい話題についても、広報誌で取り上げていきたいと思っています。今後の誌面にもどうぞ期待ください。

(田中)

令和7年度 第87回定時総会のお知らせ

日 時：令和7年5月23日（金）午後1時開催予定

場 所：ホテル日航大阪

大阪市中央区西心斎橋1-3-3

電 話：06-6244-1111

アクセス：大阪メトロ御堂筋線・長堀鶴見緑地線「心斎橋」駅8号出口直結

訃 報



北河内支部
寺下 実会員
令和7年2月9日ご逝去
▽平成9年4月10日入会

＊謹んで故人のご冥福をお祈り申し上げます



おくやみ申し上げます

▽岡田 行雄氏（大阪城支部 岡田 啓吾、岡田 好史・
尊父 令和6年11月14日没、100歳）
▽仲田 美佐子さん（大阪城支部 仲田 隆司・母堂
令和7年1月30日没、91歳）

訃報の対応について

事務局職員が在館する場合

- ① 電話で職員の在館を確認した上で、従来通り会館にFAXで連絡する。
- ② これを受けた職員は、所定の範囲の役員等にFAXで連絡する。

支 部 別 会 員 数 (R7・3・3現在)

○内数字は法人会員数

支 部	会員数	増減	支 部	会員数	増減
北	141⑦	0	北河内	67③	-1
中央	119⑥	-2	北 摂	139⑧	0
大阪城	130②①	-1	堺	147③	1
中河内	100②	0	泉 州	73①	-1
合 計				916⑩	-4

法人会員数 60法人 (0)

※増減は前回R6年12月2日比

本会社会事業部員

田 中 秀 典 奥 田 祐 次
玉 置 直 矢 古 屋 禎 孝
長 田 育 紀 中 谷 大 知
酒 井 健
(社会事業部担当副会長) 山 脇 優 子

支部社会事業（広報）担当責任者

北 塚 田 徹 中 央 岡 本 吉 雄
大阪城 柳 澤 尚 史 中河内 田 邊 博 和
北河内 大 津 拓 馬 北 摂 辻 大 介
堺 杉 田 育 香 泉 州 塩 田 征 司
(事務局) 寺 田 秀 美

■発行所 大阪土地家屋調査士会
■〒 540-0023 大阪市中央区北新町3番5号
■電 話 06(6942)3330 (代)
■FAX 06(6941)8070
■E-mail : otkc-3330@chosashi-osaka.jp
■ホームページ : <https://www.chosashi-osaka.jp>

【特別価格・送料当社負担でお求めいただけます！】

国土調査 わかる！シリーズ 第2弾
待望の地籍調査作業規程準則の実務解説！



わかる！ 地籍調査

Q&Aによる準則・運用基準の実務解説

司法書士 山中正登・測量士 佐藤修 著

2024年11月刊 A5判 556頁 定価7,480円(本体6,800円) → 特価6,730円(税込)

- A工程（計画）からH工程（図簿作成）まで185の設問により詳細に解説
- 裁判例・先例を随所に掲げ、170以上の説明図を添えてわかりやすく解説
- 現地調査・図面等調査の通知例ほか無反応所有者の判断フロー・書留通知文例も収録
- 地上法ばかりモートセンシング手法による筆界案作成例も紹介
- 検査成績表や認証請求書類の作成例・留意事項も収録
など事例を用いた実務解説

令和6年
改正準則・運用基準
に対応！

設問例

第2章（A工程：計画・事務手続）

Q：全体計画の作成において管轄登記所や公物管理者との事前協議及び19条5項指定対象事業者との調整が必要です。まず、法務局との事前協議や依頼について教えてください。

第6章（E工程：一筆地調査）

Q：現地還元性を有する地積測量図がありません。筆界案の作成方法について教えてください。

第8章（FⅡ-1工程：一筆地調査）

Q：ネットワーク型RTK法について教えてください。

第11章（H工程：図簿作成）

Q：認証請求書類を作成する際の留意事項について教えてください。

立法趣旨・背景事情、法案審議、改正経緯及びその主な内容の一つずつ丁寧に解説した唯一の書



わかる！ 国土調査法

逐条解説と実務Q&A

山中正登 著

2023年11月刊 A5判 420頁 定価5,280円(本体4,800円) → 特価4,750円(税込)

わかる
シリーズ
第1弾！

特別価格・送料当社負担 書籍注文書 ご注文締切 2025年4月30日(水) 必着

ご注文 FAX.03-3953-2061 太枠内を記入し、当社に送信ください。

お届け 確認後、4～5営業日で、郵送または宅配にて出荷します(国内限り)。
※在庫が無い場合は、少々お時間を頂きます。

お支払 商品に同封の振込用紙をご利用ください(振込手数料は当社負担)。

書名	特価(税込)	部数	書名	特価(税込)	部数
わかる！ 地籍調査	40944 地調査 6,730円	部	わかる！ 国土調査法	40966 国逐 4,750円	部

右記コードまたはURLからでも
特別価格・送料当社負担にてご注文いただけます！
<https://forms.gle/aQ1MqrBv35HZFMKh9>



販促コード：205170

フリガナ	ご注文日
お名前	年 月 日
ご住所 〒	TEL
	FAX
	通信欄

※ご記入いただいた個人情報は、商品の発送、お支払いの確認などの連絡および当社からの各種ご案内(刊行物のDM、アンケート調査など)以外の目的には利用いたしません。



日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 www.kajo.co.jp
営業部 TEL (03) 3953-5642 FAX (03) 3953-2061 X(旧Twitter):@nihonkajo

3次元の時代を迎え、 測量CADはいま、ONEへー

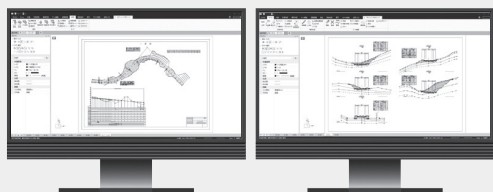


最強の64bitアプリケーション
「TREND-ONE」誕生!

TREND-ONE
測量CADシステム【トレンドワン】

マルチディスプレイ対応!

組み合わせ広がるマルチディスプレイ



地番情報を表示しながら図面編集・測点表示で網確認・線形表示と縦横断・CAD&CAD表示で一般図・比較確認など抜群の効率化を実現

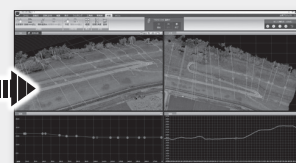
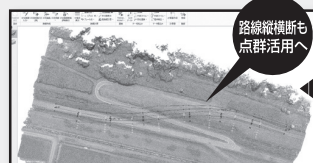
点群活用! TREND-POINT連携!



TREND-ONE
測量CADシステム【トレンドワン】



TREND-POINT
3D点群処理システム【トレンドポイント】



3Dトレースや現況地形をもとに路線線形計画や概略設計

シンプル、メリハリ、見える“CAD”

集約・洗練されたコマンド・プロパティバー



マウスの移動量約1/3 (自社比)・目線移動も少なく快適作業

オープンデータの活用

現場データを重ねて確実に・わかりやすく



地理院【標準地図】・【写真】等やストリートビュー活用!

使いやすさを追求したユーザーインターフェイス

“コマンドブレイン”・リボンインターフェイスで操作性向上!

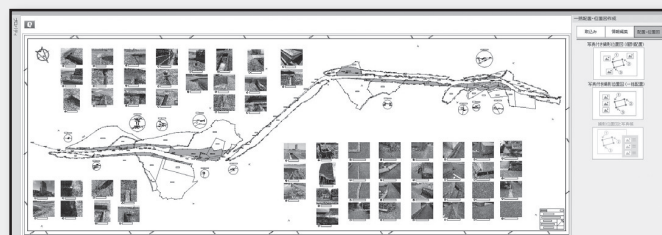


リボンインターフェイス



次に使用するコマンドを操作履歴から予測表示

ラスト取扱い歴然の軽快感



大量枚数の写真・点群画像等々、巨大なデータも手軽に

福井コンピュータ株式会社

本社 / 〒910-0297 福井県坂井市丸岡町磯部福庄5-6

●お電話でのお問合せは【福井コンピュータグループ総合案内】



0570-039-291

●製品の詳しい情報、カタログのご請求は

福井コンピュータ

検索

<http://const.fukuicompu.co.jp>

札幌・盛岡・仙台・水戸・宇都宮・高崎・新潟・長野・埼玉・千葉・東京・横浜・静岡・名古屋・岐阜・福井・京都・大阪・神戸・岡山・高松・松山・広島・山口・福岡・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄

大阪土地家屋調査士会
大阪弁護士会

土地の境界問題でお困りの方
「境界問題相談センターおおさか」で解決できるよ!

市民
紛争当事者



合意解決

境界の専門家「土地家屋調査士」と
法律の専門家「弁護士」との
協働による紛争解決機関です。

境界問題相談センターおおさか

隣人との話し合いによる解決を目指します。
お気軽にご相談ください。

要予約 06-6942-8750

受付／月一金 9:00～17:00(土・日・祝は除く)

※電話での相談はお受けいたしておりません。当日ご予約なしでお越しになられた場合
ご相談を受けていただけない場合がございますのでご注意ください。

〒540-0023

大阪府中央区北新町3番5号

大阪土地家屋調査士会 会館5F

電話 (06) 6942-8750 (代表) FAX (06) 6942-8751

E-mail: soudan@chosashi-osaka.jp

